

令和7年12月18日
生活こども部
生活こども課

【案】

第6次群馬県男女共同参画基本計画

I 総論

1 計画策定の趣旨・目的	4
2 計画の目指す姿	9
3 基本目標と施策の基本的方向	12
基本方針Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	
基本目標1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の醸成	13
基本目標2 生活の場における男女共同参画の推進	17
基本目標3 男女共同参画の視点に立った学びの推進	20
基本方針Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大	
基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	22
基本目標5 性別にかかわらずすべての人が希望に応じて働くことができる環境づくり	24
基本目標6 地域における男女共同参画の推進	26
基本方針Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	
基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	29
基本目標8 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	33
基本目標9 生涯にわたる健康づくりへの支援	37
4 成果目標一覧	40
5 参考指標一覧	43
6 関係法令等	44

III 附属資料

I 総論

*この計画では、原則「子ども」と表記し、固有名詞、事業名として用いる場合等「子ども」「子供」と表記します。

1 計画策定の趣旨・目的

(1)策定の趣旨・目的

男女共同参画社会基本法及び群馬県男女共同参画推進条例に基づき、群馬県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2)計画の期間

2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とします。

(3)計画の位置づけ

本計画は、新・群馬県総合計画の個別基本計画に位置付けられているものです。

また、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。

基本方針Ⅲのうち、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、困難女性支援法）の趣旨に資する部分については、各法の都道府県推進計画と位置付けます。

最上位計画

新・群馬県総合計画

第6次群馬県男女共同参画基本計画

統合

第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画

(4)計画策定の背景<男女共同参画をめぐる群馬県の動き>

①群馬県の男女共同参画に向けた取組の始まり

群馬県では、1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機とした国際的な動きや国の「国内行動計画」策定を背景に、1980年（昭和55年）に初の女性施策計画「新ぐんま婦人計画」を策定しました。

1993年（平成5年）には「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制を整備しました。これらの計画により、女性行政推進組織の設置や審議会等への女性参画促進の目標値設定など、男女共同参画社会の形成に向けた推進体制の整備が進みました。

②法に基づく計画の策定と条例の制定

国では、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、これを受け2001年（平成13年）には法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、条例の制定について検討を開始しました。

2004年（平成16年）には「群馬県男女共同参画推進条例」を制定し、その理念を踏まえて2006年（平成18年）に「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。県の男女共同参画関連施策に対する意見申出制度の創設や、事業所への推進員設置、有識者で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置など、制度的な整備が進みました。

◆国際女性デー

毎年3月8日は国際女性デーで、女性の社会的、経済的、文化的、政治的な成果を称える日です。

国際婦人年である1975年（昭和50年）3月8日に国連で提唱され、その後、1977年（昭和52年）の国連総会で議決されました。

1904年（明治37年）3月8日に、ニューヨークで女性労働者が婦人参政権を要求してデモ集会を開催したことによ来していると言われています。

また、3月8日は「ミモザの日」とも呼ばれ、イタリアでは男性が身近な女性に敬意と感謝を込めてミモザの花を贈る習慣があったことから、ミモザの花は国際女性デーのシンボルとして親しまれています



③地域との連携と女性活躍の推進

2009年（平成21年）4月には、男女共同参画社会づくりのための事業や活動の拠点として「ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）」が設置されました。2011年（平成23年）の第3次計画、2016年（平成28年）の第4次計画では、広く県民に理解と協力を求め、地域社会や職場での具体的な取組や女性活躍を着実に推進しました。さらに2015年（平成27年）には「ぐんま女性活躍大応援団」を立ち上げ、企業・団体と連携して女性の活躍を応援するメッセージの発信や表彰制度を設け、男女共同参画と女性活躍の推進に取り組みました。

④社会変化に対応した男女共同参画の取組

2019年（令和元年）から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、すべての人々の生活に影響を及ぼすとともに、男女に異なる影響をもたらしました。特に女性や困難な状況にある人々は、生活不安やストレスの増加により、配偶者等からの暴力（DV）の深刻化などのリスクに直面しました。

また、家事・育児・介護の負担が女性に偏る傾向や、雇用不安の顕在化など、男女共同参画が十分に進んでいないことによる課題が浮き彫りとなりました。

これらの課題に対応するため、2021年（令和3年）9月から、女性の様々な悩みに寄り添って対応する「不安を抱える女性へのつながりサポート相談支援事業」を開始しました。

一方、働く場においては、テレワークの導入やオンラインの活用が拡大し、柔軟な働き方が定着しました。

2021年（令和3年）の第5次計画では、感染症の拡大が社会に与える影響や変化に配慮しつつ、これまでの男女共同参画や女性活躍の取組を一層推進しました。



(5)計画策定の背景<男女共同参画を取り巻く社会情勢>

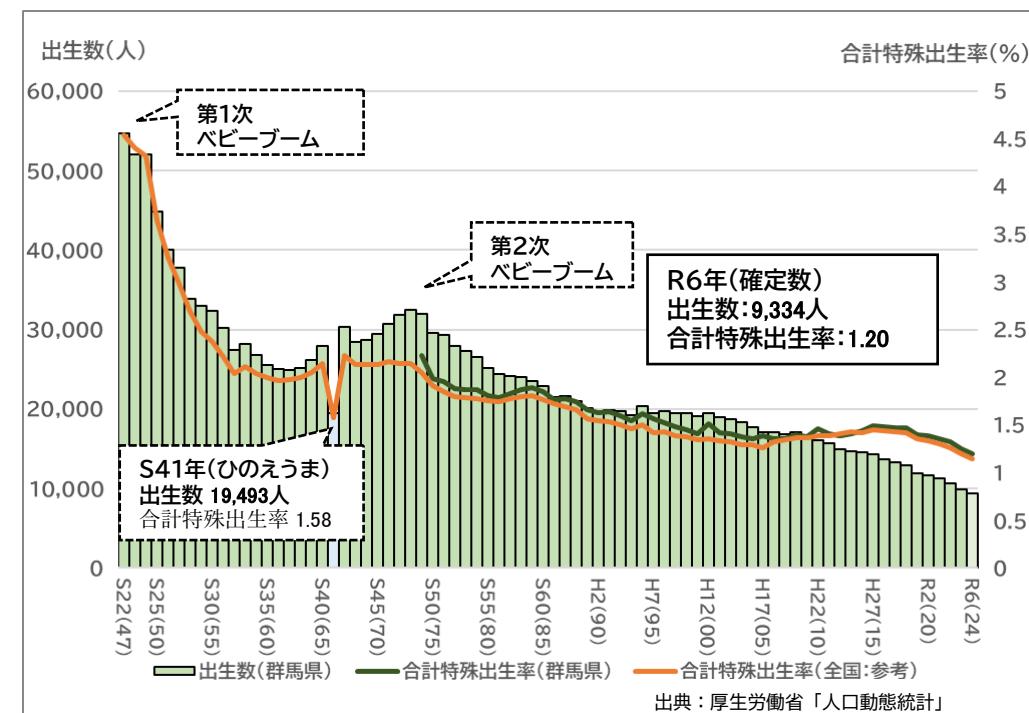
①人口減少と世帯構成の変化

- 群馬県内の2024年（令和6年）の出生数は、9,334人、合計特殊出生率は1.20といずれも過去最低となり、全国と同様少子高齢化や人口減少が進んでいます。
- 未婚や単独世帯の割合が上昇するなどの変化も生じています。
- 共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となっており、妻がフルタイムの共働き世帯数も増加しています。

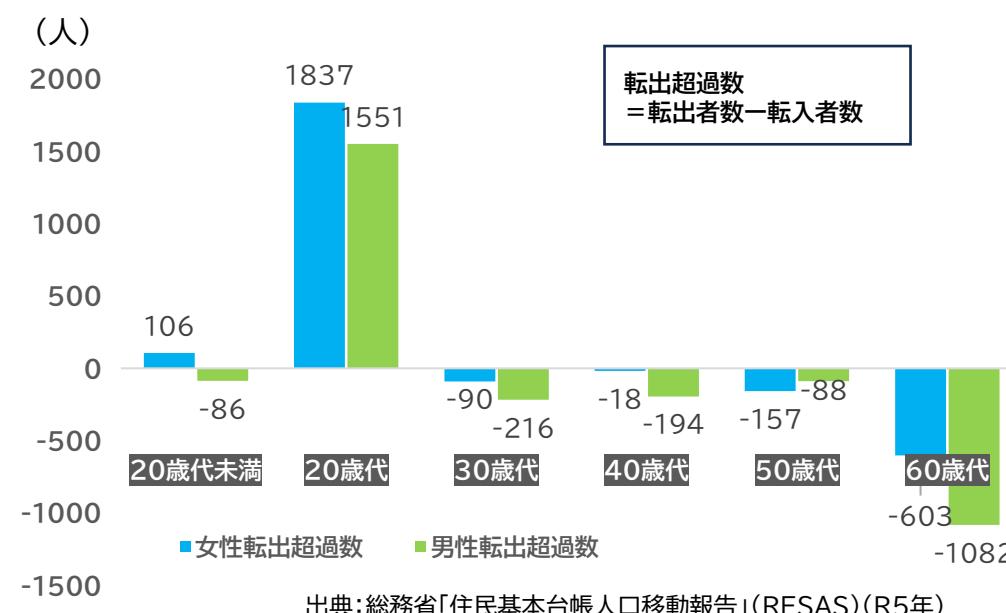
②若者や女性の都会への流出傾向

- 全国的な傾向として、都市においては、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会、いわゆる「令和モデル」が浸透しつつある一方、地方では「男性は仕事」「女性は家庭」の古い価値観がいまだに残っていると言われています。
- 若者や女性の都市への流出傾向によって、地方の活力が低下したり、男女別人口の不均衡につながり、未婚化や少子化の要因となるとも考えられています。
- ジェンダーギャップや、固定的な性別役割分担意識を解消し、すべての人が希望に応じてその個性と能力を十分に発揮するための取組が必要です。
- 地方が若者や女性に選ばれるためには、魅力的な進学先や雇用の創出にも力を入れて取り組む必要があります。
- こうした背景を踏まえ、男女共同参画基本法の一部改正を契機に、ぐんま男女共同参画センターの機能強化が求められています。

出生数と合計特殊出生率の推移(群馬県)



年代別・男女別 転出超過の状況(群馬県)



③意識・価値観の変化

- ・未婚の男女ともに、仕事と家庭の両立を望む意識が高まっています。
- ・女性はライフステージに応じて働き方の希望が変化し、男性も残業のない柔軟な働き方を希望する傾向にあります。
- ・男性の育児休業や介護休業の取得については、肯定的な意見が増加していますが、職場で取得しにくい雰囲気があることが課題となっています。

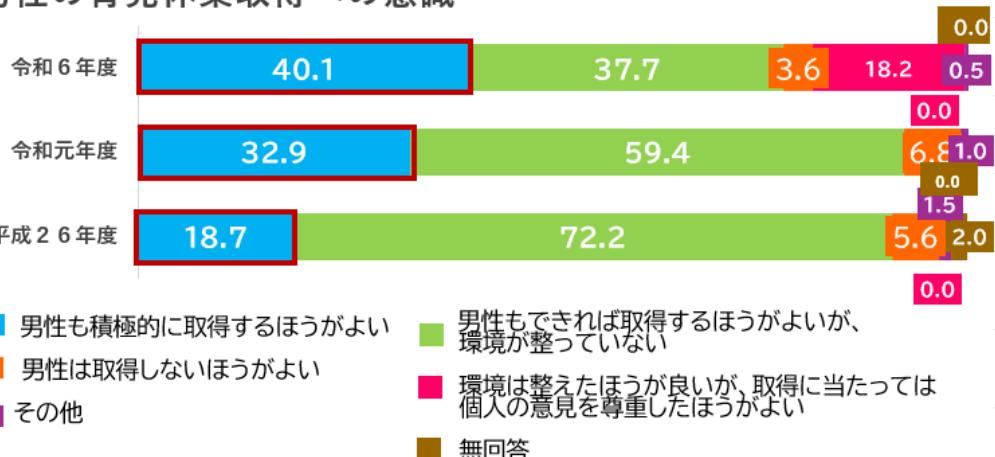
④就業・生活のあり方の変化

- ・就業率は、近年男女ともに上昇傾向にあります。
- ・出産・育児による女性の正規雇用比率の低下幅は縮小していますが、一方で育児休業から復帰した後に非正規雇用となるケースが依然と残っています。このことが女性のキャリア形成に影響を与えるとともに、男女間の賃金格差の一因となっています。
- ・働きながら育児や介護をする人が増加し、今後更なる高齢化の進展により、未就学児の育児と家族の介護というダブルケアを担うケースも増えている中、依然として女性への家事・育児等の偏りがあります。

⑤女性の様々な困難に対する対応

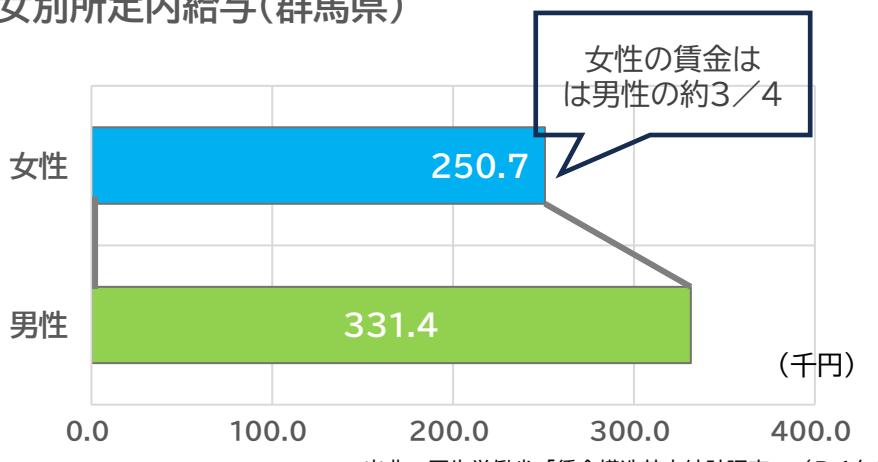
- ・女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、こうした状況を受け、困難女性支援法が施行されました。
- ・困難な問題を抱える女性が孤立し、悩みが潜在化しないよう、できるだけ早期に相談窓口へつながり、必要な支援を受けられるよう、相談先を広く周知することが必要です。
- ・DVは身体への暴力に限らず、精神的・経済的・性的暴力や、こどもを利用した行為も対象となるという認識が社会的に広がるよう、啓発する必要があります。
- ・性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けて、社会的機運醸成が高まり、法整備が充実・強化されてきました。

男性の育児休業取得への意識



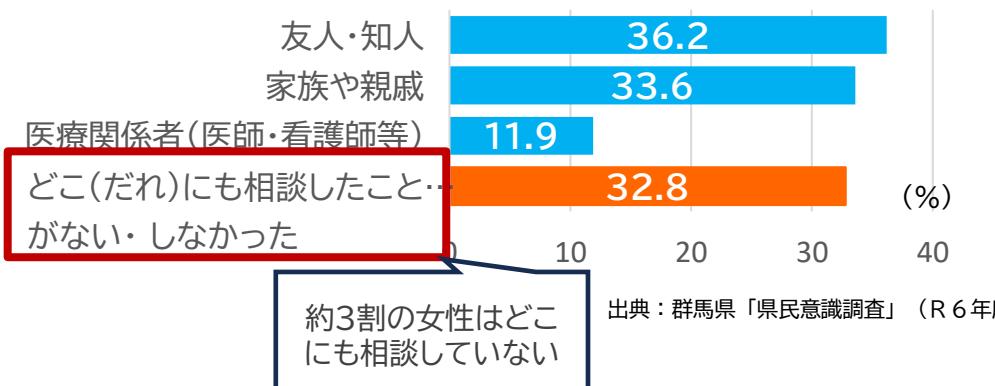
出典：群馬県「県民意識調査」（R 6年度）

男女別所定内給与(群馬県)



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（R 6年度）

女性が抱えている困難や悩みの相談先



出典：群馬県「県民意識調査」（R 6年度）

2 計画の目指す姿

(1) 計画の目指す姿と基本理念



新・群馬県総合計画

年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会

基本理念

「県民総活躍」の実現に向けて、男女が性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す。

基本的な視点

「男女共同参画の視点から見た魅力ある地域づくり」を推進
～若者や女性をはじめとする誰にでも選ばれる群馬県の実現～

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

基本方針

II あらゆる分野における女性の参画拡大

III 安全・安心な暮らしの実現

(2)計画の体系

★…新たな社会情勢への対応

基本方針	基本目標	施策の基本的方向
基本方針 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の醸成	①若者や女性に選ばれる地域づくりのための取組強化（固定的性別役割分担意識の解消、魅力的な雇用の場の創出・PR等） ★ ②N P O 法人等多様な主体との協働・連携の促進
	2 生活の場における男女共同参画の推進	①家事・育児の家庭内での分担推進 ★ ②多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援対策の充実 ③ジェンダーにとらわれない子育て環境の構築 ★
	3 男女共同参画の視点に立った学びの推進	①学校教育における人権教育の推進 ②地域、家庭における教育・学習の推進 ③男女共同参画センターにおける学習機会の充実 ★
基本方針 II あらゆる分野における女性の参画拡大	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①各分野における指導的地位に占める女性割合の増加 ②女性の人材育成と参画拡大に向けた情報の提供
	5 性別にかかわらずすべての人が希望に応じて働くことができる環境づくり	①働きがいと働きやすさを感じられる魅力的な職場づくり（男性の育児休業取得促進、時間外労働の解消等） ②女性の就労を支援し地域で働く選択ができる機会創出 ★
	6 地域における男女共同参画の推進	①農業分野における男女共同参画の推進 ②土木・林業・科学技術分野における女性の参画拡大 ③魅力的な地域づくりと地域活動における男女共同参画推進 ★ ④防災分野における男女共同参画の推進
基本方針 III 安全・安心な暮らしの実現	7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	①ジェンダーに基づく暴力を許さない社会づくりの推進 ②D V 等への暴力防止に関する相談体制の充実と周知 ③D V 被害者等の保護体制・自立支援の充実 ④犯罪被害者等（性犯罪、性暴力、ストーカー事案、インターネット上の誹謗中傷等を含む）への対策の推進
	8 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	①困難な問題を抱える女性等の早期把握と相談体制の充実 ②困難な問題を抱える女性等への支援充実 ③民間団体・関係機関・市町村との連携、協働の推進 ④高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備 ⑤L G B T Q 等性的少数者が抱える困難への理解促進
	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	①ライフステージに応じた健康支援の推進 ②リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての教育・普及 ★

D V 対策推進計画及び
困難な問題を抱える女性への支援計画



(3)計画の推進体制

- ・県の推進体制を整備するほか、ぐんま男女共同参画センターを拠点として、市町村、事業者及びNPO法人・ボランティア団体等様々な主体との協働の枠組みを構築し、総合的かつ効果的な取組を推進していきます。
- ・毎年度、数値目標の達成状況を把握し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

群馬県の推進体制

群馬県男女共同参画推進協議会

ぐんま男女共同参画センター

群馬県男女共同参画推進委員会

男女共同参画推進責任者

DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援調整会議

市町村との連携

- ・市町村担当職員を対象とした研修・会議を実施
- ・男女共同参画の推進に関する情報の提供
- ・市町村の配偶者暴力相談支援センター設置支援
- ・市町村の男女共同参画基本計画、DV防止基本計画及び困難女性支援基本計画策定の働きかけ

事業者・NPO法人・ボランティア団体等との連携・協働

事業所における男女共同参画推進員の設置

ぐんま女性活躍大応援団

NPO法人・ボランティア団体等との協働

DV被害者及び困難女性支援団体との連携・協働

3 基本目標と施策の基本的方向

II 各論

基本目標1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の醸成

現状・課題

1. 若い世代から見た地域への意識

近年、進学や就職を機に若者や女性が地方から都市部へ転出する傾向が強まっており、群馬県でも同様の傾向が見られます。こうした転出は、地域の活力低下や男女の人口バランスの不均衡、さらには未婚化・少子化の一因とも指摘されています。

2024年度（令和6年度）の内閣府の調査では、若者や女性が地元を離れる理由として「希望する進学先や就職先が少ない」「地元を離れたかった」などがあげられています。特に女性では「地元を離れたかった」と回答する割合が高く、地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識が影響している可能性も考えられます。

2. 固定的な性別役割分担意識の影響

背景には、長年にわたり形成された固定的な性別役割分担意識や固定観念・アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）＊1があり、働き方や暮らし方に影響を及ぼしています。都市部では「令和モデル」＊2とも言える柔軟な働き方・暮らし方が浸透しつつある一方、地方では「男は仕事」「女は家庭」といった古い価値観が根強く残っているとの指摘もあります。また、前出の調査によると、北関東・甲信地域の出身者＊3は、「家事・育児・介護は女性の仕事」といった固定的な性別役割分担意識が地元地域にあったと感じる女性の割合が高く、また男女の認識の差が大きいという結果になっています。こうした状況を踏まえ、地域全体でジェンダー平等＊4の実現に向けた意識啓発の一層の推進が求められます。

3. 多様な生き方・価値観を尊重する意識の醸成

急速な少子高齢化・人口減少が進む中、年齢や性別にかかわらず、特に若者や女性が地域に定着し、活躍できる環境の整備は、地域の持続的な発展と活力の維持に必要不可欠です。

古い価値観に基づく社会モデルを見直し、多様な生き方・価値観が尊重され、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けて、企業・民間団体・地域・学校等と連携し、引き続き意識啓発や機運醸成に取り組みます。

さらに、若者や女性の雇用創出、地域活性化のため、群馬県ではデジタル・クリエイティブ産業の創出に力を入れて取り組んでいます。

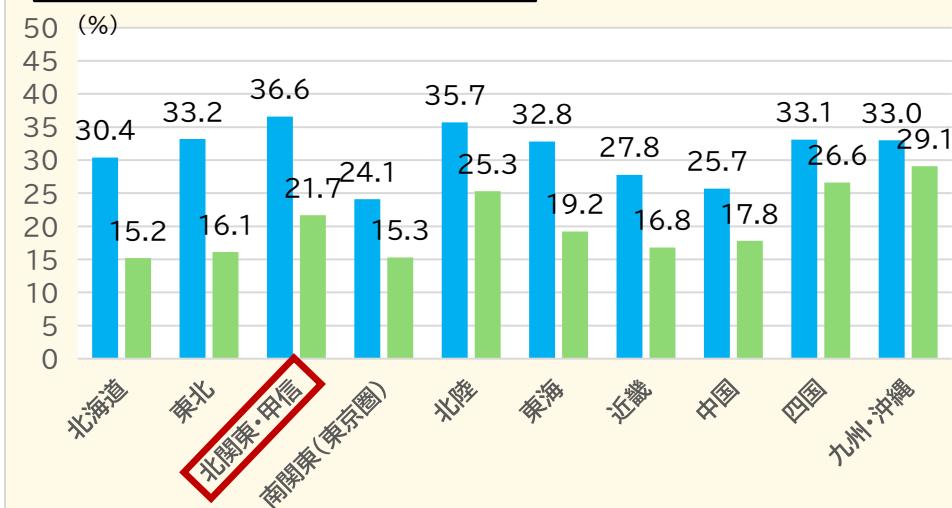


出身地域を離れた理由



出典：内閣府「地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」（R 6年度）

家事・育児・介護は女性の仕事



出典：同上

●成果目標

項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
男女の地位の平等感（社会全体）	17.5% (R 6)	35% (R 12)
「男は仕事、女は家庭」という考え方賛同しない県民の割合	71.6% (R 6)	80% (R 12)

基本方針 1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の醸成



施策の基本的方向

①若者や女性に選ばれる地域づくりのための取組強化（固定的性別役割分担意識の解消、魅力的な雇用の場の創出・PR等）

若者や女性に選ばれ、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消とジェンダー平等の推進に関する広報啓発や情報発信、相談対応を積極的に行います。さらに、若い世代に魅力的な雇用の場の創出及び企業の誘致を進めるとともに、県内企業の魅力発信を行います。

具体的取組

人権教育・啓発の推進	生活こども課
ぐんま男女共同参画社会づくり表彰	生活こども課
男女共同参画情報の収集及び提供	ぐんま男女共同参画センター
男女共同参画相談	ぐんま男女共同参画センター
デジタル・クリエイティブ産業の創出	産業政策課
高付加価値型企業誘致	未来投資・デジタル産業課
就職支援ポータルサイト運営	労働政策課

②NPO法人等多様な主体との協働・連携の促進

あらゆる場面で、多様な生き方・価値観が尊重される社会の実現に向け、地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が県内各地で展開されるよう、様々な主体（企業・民間団体・地域・学校等）と協働・連携を強化し、男女共同参画の推進にかかる意識変革に向けた取組をともに行います。

具体的取組

ぐんま女性活躍大応援団	生活こども課
市町村男女共同参画基本計画の策定促進	生活こども課
地域づくりネットワーク推進	地域創生課
NPO・ボランティアサロンぐんまの運営	県民活動支援・広聴課
ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援	ぐんま男女共同参画センター

(仮)女性活躍大応援団の
イラスト

用語解説

- *1 アンコンシャス・バイアス：「無意識の思い込み」のことをいい、過去の経験や見聞きしたことなどに影響を受けて自然と培われるもので、誰にでもあり、それ自体が悪いものではない。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に記憶され、既成概念、固定観念となっていく。
- *2 次ページで紹介
- *3 北関東・甲信地域の出身者とは、中学卒業時点で住んでいた地域
- *4 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「令和モデル」の実現に向けて

「昭和モデル」

- ・いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦から成る世帯を前提とした制度
- ・固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働や転勤を当然とする雇用慣行



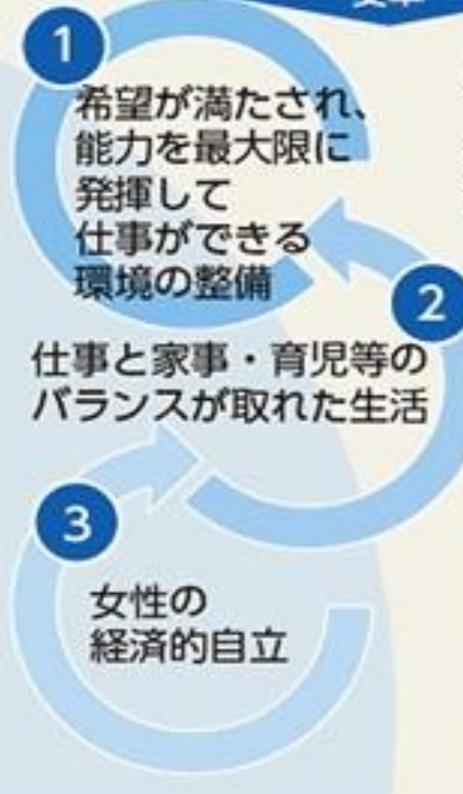
新しい生活様式・働き方

- ・若い世代を中心に、生活様式、働き方についての考え方方が変化、多様化
- ・家族の姿の変化、人生の多様化
単独世帯、ひとり親世帯、共働き世帯の増加

変革

「令和モデル」

職業観・家庭観が
大きく変化する中、
全ての人が
希望に応じて、
家庭でも仕事でも
活躍できる社会の実現へ



- 柔軟な働き方の浸透、勤務時間にかかわらず仕事の成果を評価され、昇進を目指すことができる環境の整備
- 指導的役割に占める女性を増やすための取組の加速
- 再就職の際、またはキャリアアップを目指す際に能力やスキルを向上できるよう、リスキリング等の機会の提供
- 長時間労働のは是正
- 男性の育児休業取得の促進
職場での業務の見直し、効率的な業務配分
- 男女間賃金格差のは是正
- 成長分野への円滑な労働移行
能力向上支援、デジタル人材の育成等
- 女性の就労の壁となっている制度・慣行の見直し
○養育費を支払うのは当然であるという意識の定着

コラム 男女共同参画とジェンダー平等について

「男女共同参画社会」は、英語で「Gender-equal society（ジェンダー平等社会）」と訳されています。

日本では、1946年（昭和21年）に制定された日本国憲法で「すべて国民は法の下に平等であり、人種、信条、性別などによって差別されない」と定められ、男女平等が憲法上の基本原則として保障されました。この基本原則を基盤に、社会における男女の平等な参加を進める取り組みが始まりました。



<男女共同参画>

その基本原則を踏まえ、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

この法律でいう男女共同参画社会とは、男女が対等な立場で、自分の意思により社会の様々な分野に参画できる機会が保障される社会です。政治・経済・文化などの利益を公平に享受し、共に責任を担うことを目指しています。

<ジェンダー平等>

生物学的な性別（セックス）に対し、社会や文化によって形成された性別を「ジェンダー」と呼びます。ジェンダーによる、教育や収入、社会的地位などの格差は、本来の能力とは無関係に、固定的な性別役割が広がった結果です。

こうした社会的性差による不均衡や差別、偏見を解消しようという意図で、「ジェンダー平等」という言葉が使われるようになりました。

どちらも「平等」を目指しますが、
男女共同参画は参画機会の確保、ジェンダー平等は構造的な性差別の解消に重点があります。

「男女共同参画」と「ジェンダー平等」の表記について、
本計画が男女共同参画社会基本法に基づく計画であるため、主として「男女共同参画」を用いていますが、意識改革・社会構造のは正に関する部分について「ジェンダー平等」を用いている部分があります。

基本目標2 生活の場における男女共同参画の推進

現状・課題

1. 仕事と家庭生活の両立

共働き世帯は専業主婦世帯の3倍（2024年度（令和6年度）時点）を超えており、結婚・出産後も仕事を続けたいと考える人が増えていますが、依然として家事・育児・介護の多くを女性が担っている現状があります。こうした中、男女がともに仕事と家庭生活を担うためには、子育てや介護を支える男女のジェンダーバイアス*1にとらわれない家庭参加への理解や環境整備が欠かせません。介護を担いながら働く「ワーキングケアラー」*2や、育児と介護を同時に担う「ダブルケアラー」*3も増加しており、仕事と家庭生活を両立できる環境の整備が求められています。

2. 若い世代を中心とした意識の変化

若い世代では、男性の家事・育児への参画意識が高まっています。2024年度（令和6年度）県民意識調査（以下、「県民意識調査」という）では、こどもがいる男性のうち、家事や育児の時間を増やしたいと回答した人が3割を超えました。

また、若い世代だけでなく全体としても「家事や育児は男女が共に担うべき」と回答した人は、いずれも7割を超えていました。一方で、実際に男女で共に担っていると回答した人は3割程度にとどまり、意識と実態に大きな差があり、そのギャップをなくしていくことが課題です。

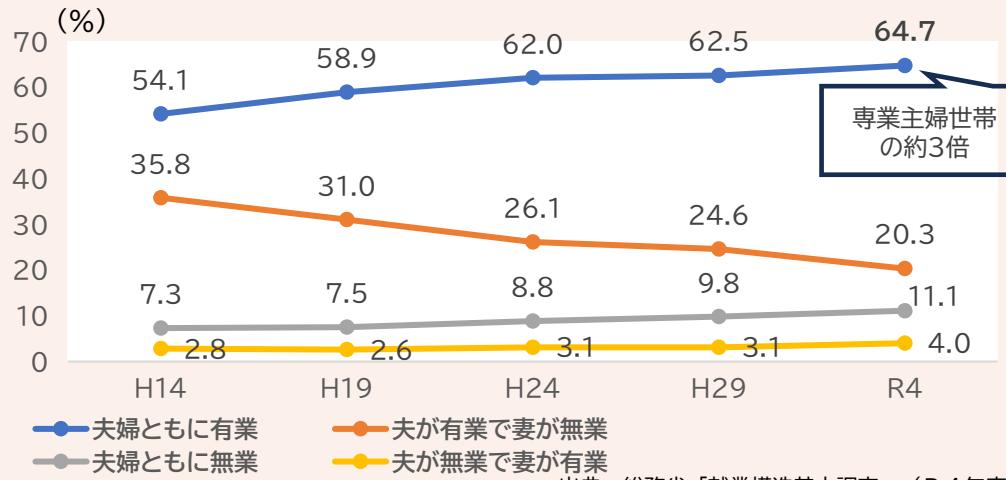
3. 社会全体での意識醸成

共働き世帯の増加に伴い、生活の場における役割を男女が主体的に分担できるよう、企業や地域社会を含めた社会全体の意識醸成が必要です。前出の調査では、今後女性が活躍するために必要な支援として、女性の約半数が「女性が家事育児を行うべきという思い込みの解消」をあげているのに対し、男性は約3割にとどまっており、家事・育児への取組に対する男女の認識の差が課題です。

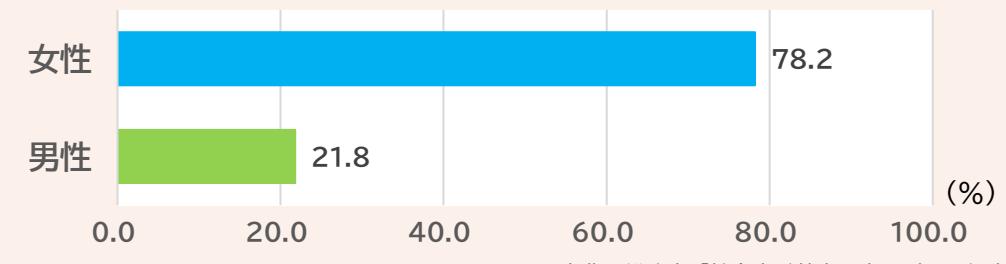
「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割意識は、こどもの頃の家庭環境に影響されるとされており、こどもに関わるすべての人がジェンダー平等への理解を深めることが重要です。

すべての人がジェンダーバイアスにとらわれずに暮らせるよう、生活の場における男女共同参画の推進が求められます。

こどものいる世帯の夫婦の就業状況（群馬県）



男女別家事育児時間の割合



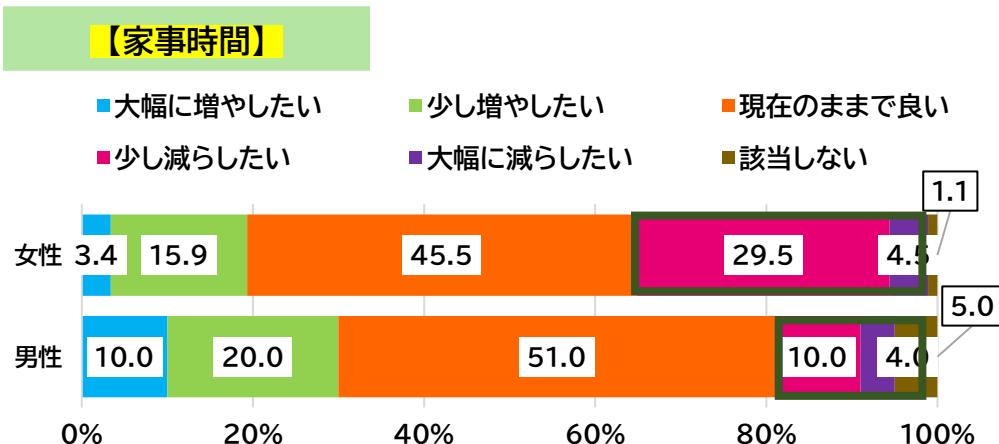
●成果目標

項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施か所数	173か所 (R5)	175か所 (R12)
病児保育事業の実施か所数	125か所 (R5)	130か所 (R12)
24時間体制をとっている訪問看護ステーション数	204か所 (R4)	231か所 (R8)

基本目標2 生活の場における男女共同参画の推進

出典：群馬県「県民意識調査」（R6年度）

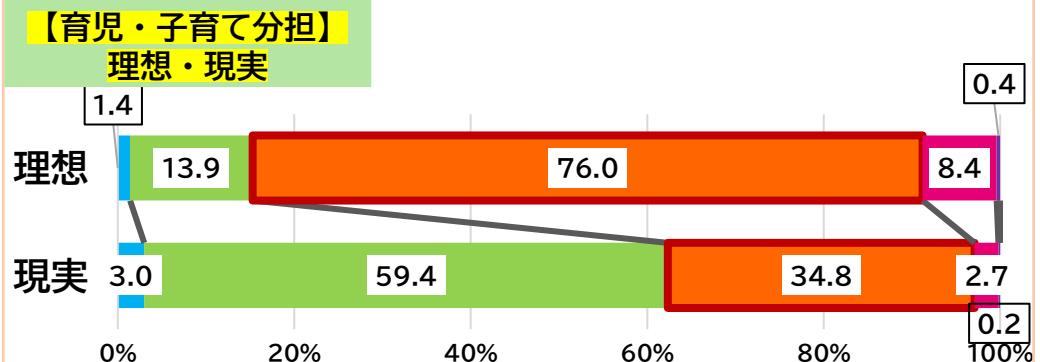
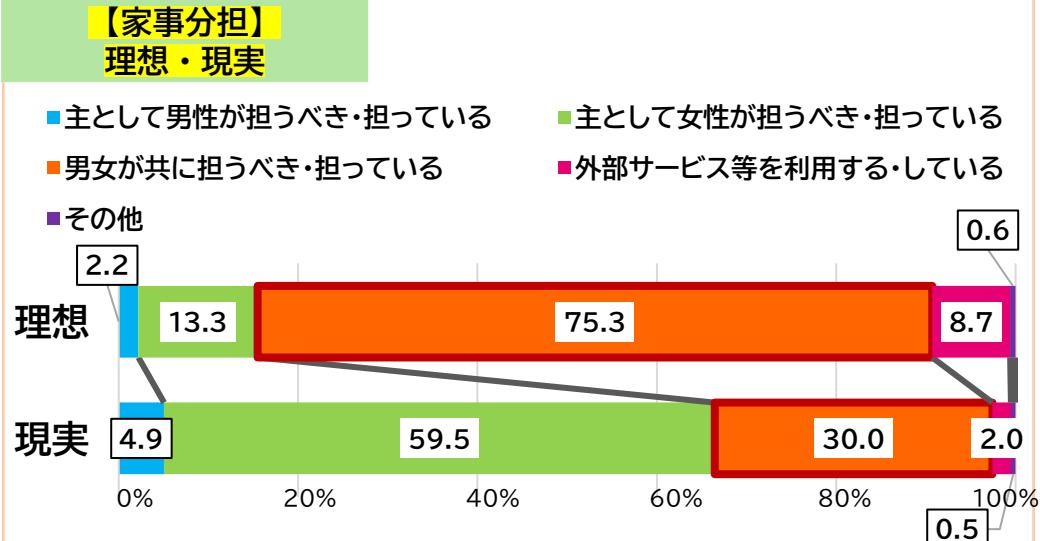
子育て世代（18～39歳）の家事・育児時間に関する考え方



ポイント

- ・子育て世代では家事・育児時間は現在のままで良いと考える人が多い
- ・次いで、女性は家事時間を減らしたいと考える人が多い。
- ・男性は、育児・子育て時間をもっと増やしたいと考える人が多い。

家庭での家事・育児・子育ての分担に関する考え方



ポイント

- ・家事・育児・子育て分担を男女ともに担うべきと考える人は多いが、現実は女性が担っている状況である

基本目標2 生活の場における男女共同参画の推進



施策の基本的方向

①家事・育児の家庭内での分担推進

依然として家庭内での家事・育児等の負担が女性に偏っている現状を踏まえ、家事と育児の効率化や家庭内での分担を見直すことにより、自分時間や家族時間等を生み出し、個人の幸福感向上を目指します。そのため、企業や団体と連携し、機運醸成と意識浸透を図ります。

具体的取組

家庭内での家事育児分担等推進	生活こども課
男女共同参画推進事業（男性の家事育児参画）	ぐんま男女共同参画センター

②多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援対策の充実

女性の社会進出の進展や共働き世帯・ひとり親家庭の増加等により、子育てや介護のあり方は家庭の状況により異なり、必要な支援も幅広くなっています。こうした多様なライフスタイルに応じたニーズに対応するため、市町村と連携し、社会全体で子育てや介護の環境の充実を図ります。

具体的取組

放課後児童健全育成事業の推進	こども・子育て支援課
保育所緊急整備事業	こども・子育て支援課
認定こども園整備事業	こども・子育て支援課
子ども医療費補助	国保医療課
学校・家庭・地域連携協力推進事業	こども・子育て支援課 生涯学習課
地域包括ケアシステムの深化・推進	健康福祉課
認知症施策の推進	介護高齢課
多様な福祉・介護サービス基盤の整備	介護高齢課

③ジェンダーにとらわれない子育て環境の構築

固定的な性別役割分担意識やジェンダーギャップは、乳幼児期からの長年にわたる環境により形成されます。ジェンダーにとらわれない子育て環境を構築するため、こどもも含め、こどもに影響を与える幅広い層に対して、様々なメディアコンテンツを活用し、ジェンダー平等に関する広報啓発を行います。

具体的取組

男女共同参画推進事業（男性の家事育児参画）（再掲）	ぐんま男女共同参画センター
---------------------------	---------------

(仮)家事・育児分担推進
イベントバナー

用語解説

- * 1 ジェンダーバイアス：人々の行為や制度において、意識的であれ、作用しているジェンダーに基づく決め付け・偏見と、その結果として生じるジェンダーによる社会的な偏り・偏見をいう。
- * 2 ワーキングケアラー：仕事をしながら家族の介護を行う人
- * 3 ダブルケアラー：育児と親等の介護を同時に行う人

基本目標3 男女共同参画の視点に立った学びの推進



現状・課題

1. 根強く残る固定的な性別役割分担意識がもたらす影響

男女共同参画社会の実現に向けて、これまで様々な法律が整備され、施策が進められてきました。しかし、社会全体の意識が大きく変わったとは言い切れません。今もなお、固定的な性別役割分担意識や性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く残っており、こうした考え方は幼少期からの環境や経験を通じて形成され、それが進路や職業選択などに影響を及ぼすことがあります。

2. あらゆる世代に対するジェンダー教育の推進

こうした状況を変えていくためには、年齢や立場に関係なく、誰もが性別にとらわれず、自分らしく生きられるような意識を育てることが重要です。特に、幼児教育や学校教育における、人権教育及びジェンダー教育の充実は、次世代の意識形成に大きな役割を果たすため、継続的な推進が求められます。

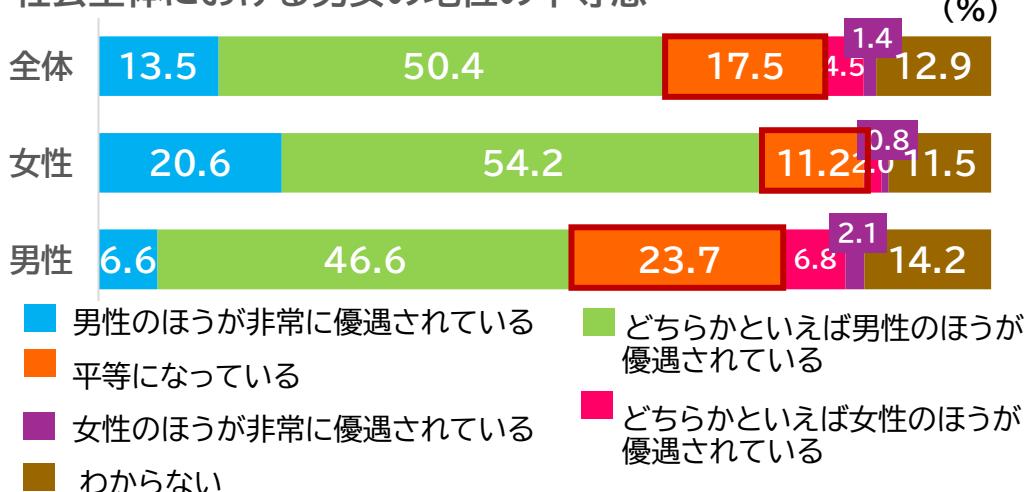
また、家庭や地域、学校、職場など、様々な場面で多様なメディアコンテンツを活用して、分かりやすく親しみやすい広報啓発を行うことが重要です。

3. ぐんま男女共同参画センターの役割

「ぐんま男女共同参画センター」は、地域における男女共同参画の推進拠点として、企業・民間団体・地域・学校等、多様な主体と連携を強化し、地域の課題に応じた男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することが求められています。

しかし、センターの存在や活動内容について、県民にはまだ十分知られていないのが現状です。認知度向上は、多様な主体と連携し、事業を展開する上で極めて重要です。引き続き、県民ニーズに応じた講座やセミナーの企画・開催を継続・拡充するとともに、男女共同参画を推進する人材の育成を図り、センターの認知度向上に努めます。さらに、幅広い年代の多様な主体との連携・協働を推進し、地域全体で男女共同参画の視点に立った学びと意識醸成を推進します。

社会全体における男女の地位の平等感



出典：群馬県「県民意識調査」（R 6年度）

ぐんま男女共同参画センター認知度



出典：群馬県「県民意識調査」（R 6年度）

●成果目標

項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
ぐんま男女共同参画センターの認知度	25.3% (R 6)	55% (R 12)
教職員向けの人権研修に取り組んだ学校の割合	小100% 中100% 高100% 特100% (R 6)	すべて 100%維持 (R 12)

基本目標3 男女共同参画の視点に立った学びの推進



施策の基本的方向

①学校教育における人権教育の推進

人権教育を推進する中で、性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できる環境を整え、男女共同参画社会の実現に向けて、こどもたちが自ら考え、自ら決めて、自ら行動できる力を育んでいきます。

また、毎年行っている教職員への研修等を充実させることで、男女共同参画に対する理解を深めるとともに人権教育・道徳教育の指導力の向上や組織的な指導体制の確立を目指します。

さらに、思い描く将来を実現するためのライフデザインについて知り、学び、体験する機会を提供するとともに、デートDV等の予防教育をはじめとする広報・啓発も行います。

具体的取組

人権教育推進関係会議	義務教育課
人権教育研修・指導	義務教育課
道徳教育総合支援事業	義務教育課
中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業	生活こども課
ライフデザイン支援事業	生活こども課

②地域、家庭における教育・学習の推進

性別に基づく固定的な役割分担の意識をなくし、地域や家庭など社会の様々な分野で男女が多様な生き方を選択し、個性と能力を発揮して活躍ができるよう、生涯学習の充実を図るとともに、男女共同参画への理解を促す学習の機会を提供します。

また、様々なメディアコンテンツを活用し、幅広い層を対象に広報啓発を行います。

具体的取組

人権教育・啓発の推進（再掲）	生活こども課
男女共同参画推進事業（再掲）	ぐんま男女共同参画センター
ぐんま県民カレッジ	生涯学習課
人権教育指導者研修会	生涯学習課

③男女共同参画センターにおける学習機会の充実

地域の実情や特性を踏まえて効果的に男女共同参画に関連する新たな地域課題を解決するため、センターがジェンダー平等に関する広報啓発や情報の収集・発信を積極的に行い、学びの機会を提供します。また、男女共同参画を推進するためのセミナー等を開催し、男女共同参画を推進する人材の育成を図るとともに、企業、民間団体、地域、大学等との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組みます。

具体的取組

男女共同参画推進事業（再掲）	ぐんま男女共同参画センター
民間団体との協働促進	ぐんま男女共同参画センター

基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大



現状・課題

1. 群馬県における女性の参画状況

男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に、誰もが自らの意思により参画が必要です。

群馬県では、県庁の部長職における女性登用率は2025年（令和7年）現在、42.9%と全国トップで、女性管理職の割合も着実に向上してきました。また、県の審議会や委員会における女性の割合も43.2%（全国〇位）となり、これまでの登用促進の取組が成果を上げています。

一方で、県の議会、市町村の議会や審議会、企業の管理職などにおいては、女性の割合が全国平均と比較して低く、政治や経済分野では、まだまだ女性の参画が十分とは言えない状況です。意思決定の場における女性の登用に向けて、さらなる取組が求められています。

2. 女性の参画状況に対する県民の意識

県民意識調査では、男女共同参画社会実現のために群馬県が力を入れるべきこととして、「政策方針決定の場への女性の積極的な登用」や「民間企業・団体等の女性の管理職登用の支援」について、多くの方が力を入れて取り組むべき課題としてあげています。また、政治の場における男女の平等感について「平等になっている」と回答した方は14.0%と依然として低い状況です。

3. 多様な人材が意思決定の場へ参画できる環境整備

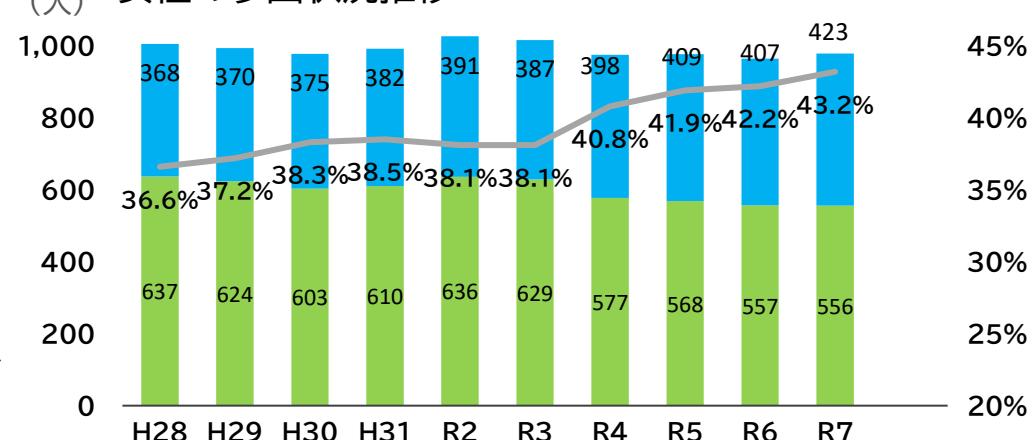
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により、様々な分野に参画する機会が確保されることは、少子高齢化や価値観の多様化が進む現代において、極めて重要です。多様な視点を政策に反映させることにより、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

引き続き、県が率先して女性の登用を進めるとともに、市町村や企業、民間団体等への働きかけや支援を強化し、意思決定の場に女性をはじめとする多様な人材が参画しやすい環境づくりに取り組みます。

●成果目標

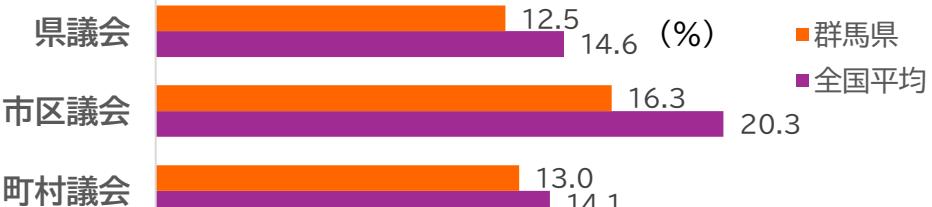
項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
県の審議会等への女性の参画率	43.2% (R7)	40%以上 60%以下 (R12)

県の各種審議会・委員会等への女性の参画状況推移



出典:群馬県生活こども課調べ

議会議員における女性の割合



出典:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(令和6年12月31日現在)

男女共同参画社会実現のために群馬県が力を入れるべきこと (%)



県の政策決定の場への女性の積極的な登用



性別による役割分担の意識、慣習、しきたりの改善

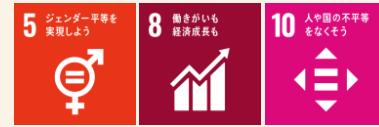


民間企業・団体等の女性の管理職登用への支援



出典:群馬県「県民意識調査」(R6年度)

基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大



施策の基本的方向

①各分野における指導的地位に占める女性割合の増加

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等に女性委員の登用を進めるとともに、市町村や関係機関、民間団体等に対しても啓発に努め、県全体の女性登用を促進します。また、民間企業等において、管理的職業従事者の女性を増やすため、働く場における女性の活躍推進や能力を発揮しやすい環境整備等を行う企業の取組を支援します。

さらに、政治分野における男女共同参画を推進するため、情報収集、啓発活動等を実施します。

具体的取組

県各種審議会等への女性委員参画促進	(総) 総務課、生活こども課
県内地方公共団体における女性の登用促進	生活こども課
市町村への情報提供による啓発	生活こども課
民間企業等における女性の登用促進	労働政策課

②女性の材育成と参画拡大に向けた情報の提供

女性自らの参画意欲の向上を図るため、セミナー等を通じて意識啓発や人材育成に取り組みます。

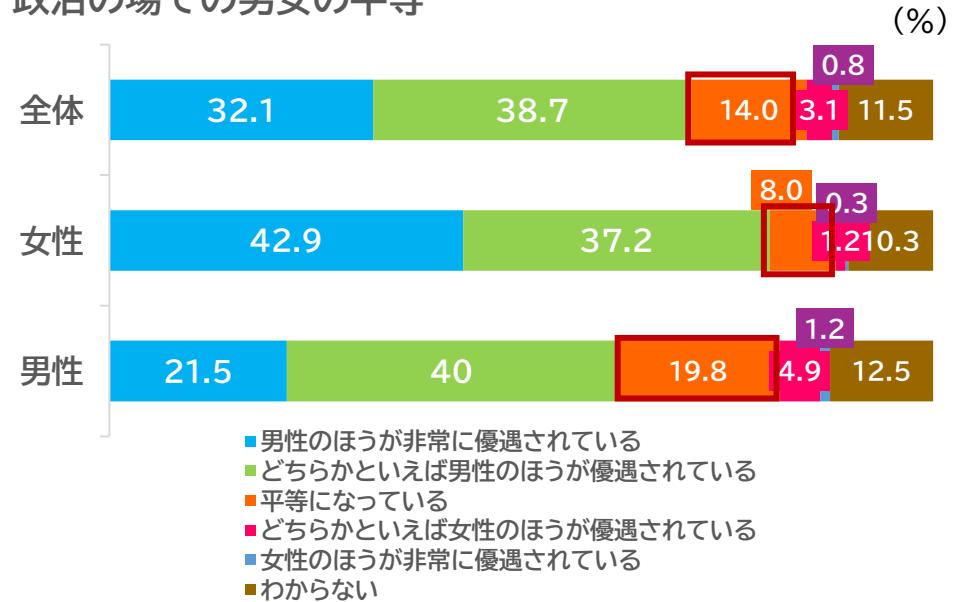
また、男女共同参画の推進に顕著な功績のある人や身近なモデルとなる人を対象とする表彰制度により、女性活躍への理解を促進します。

さらに、専門分野における潜在的な女性人材の掘り起こしが今後の参画拡大につながることから、各分野で活躍する女性の人材情報を収集・整理し、政策・方針決定過程への女性登用に活用します。

具体的取組

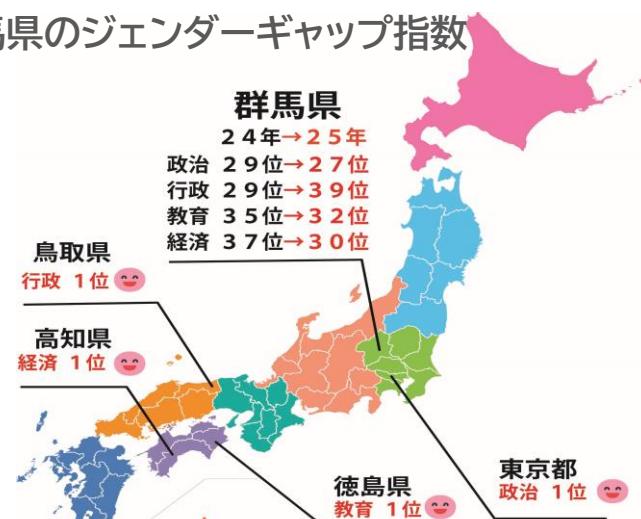
男女共同参画推進事業（再掲）	ぐんま男女共同参画センター
群馬県男女共同参画社会づくり表彰（再掲）	生活こども課
女性人材データバンクの活用促進	生活こども課

政治の場での男女の平等



出典：群馬県「県民意識調査」（R 6年度）

群馬県のジェンダー・ギャップ指数



出典：地域からジェンダー平等研究会「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」(R7年)

基本目標5 性別にかかわらずすべての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

現状・課題

1. 働き方の現状

育児・介護休業法等の制度改正や保育環境の整備、企業における育児等と仕事の両立支援の推進により、群馬県においても育児中の女性の有業率が上昇し、「M字カーブ」はほぼ解消されました。

しかし、女性の正規雇用比率は依然として低く、25歳から29歳をピークに年齢が上がるにつれて低下する「L字カーブ」が見られます。非正規雇用は柔軟な働き方を可能とする一方で、男女間の待遇格差の一因にもなっています。

また、固定的な性別役割分担意識が残っており、国の調査*1によると年齢が高い年代において強い傾向があります。また、働く場でも固定的な性別役割分担意識が影響し、女性活躍の障壁になり、女性が家事・育児を担う状況が続いている。さらに、女性は結婚や出産等ライフイベントを機に離職や非正規雇用への転換を余儀なくされるケースも少なくありません。若年男性も仕事と家庭生活の両立を望みながら、長時間労働などにより実現が難しい状況にあります。

2. 県民意識調査から見える課題

若い世代では男性の育児参画への意欲が高まり、育児休業の取得率も上昇しています。県民意識調査では、「職場に育児や介護休業を取りやすい雰囲気がない」と感じる人も多く、取得しやすい職場の環境醸成が求められています。また、同調査では「男性も積極的に育児・介護休業を取得すべき」との回答が増加しており、誰もが仕事と育児・介護などの社会生活を両立しながら、キャリア形成やリスクリング*2の機会を得て、活躍できる環境整備が必要です。

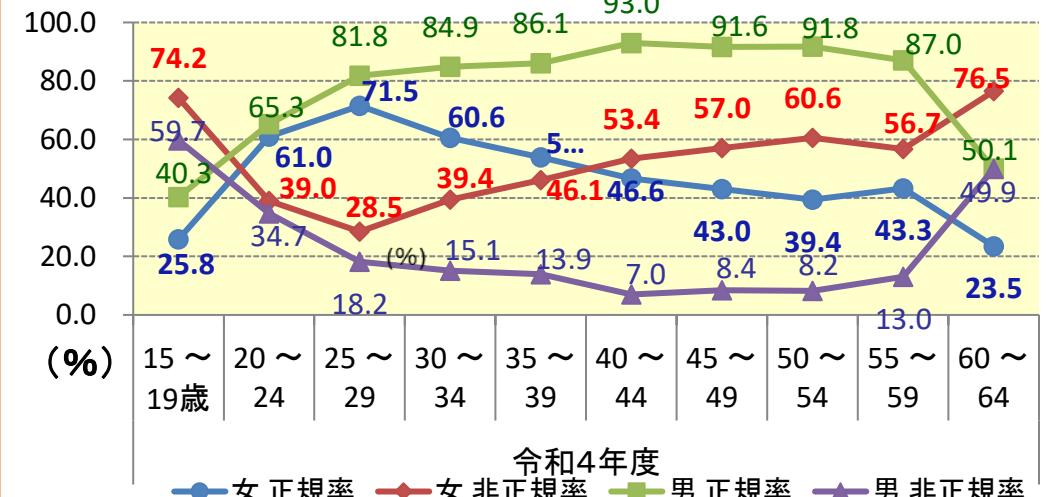
3. 多様な働き方と環境整備の推進

「フリーランス」「起業」「兼業・副業」「テレワーク（在宅勤務）」など、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を安心して選択できるよう、官民連携による取組の推進が求められています。

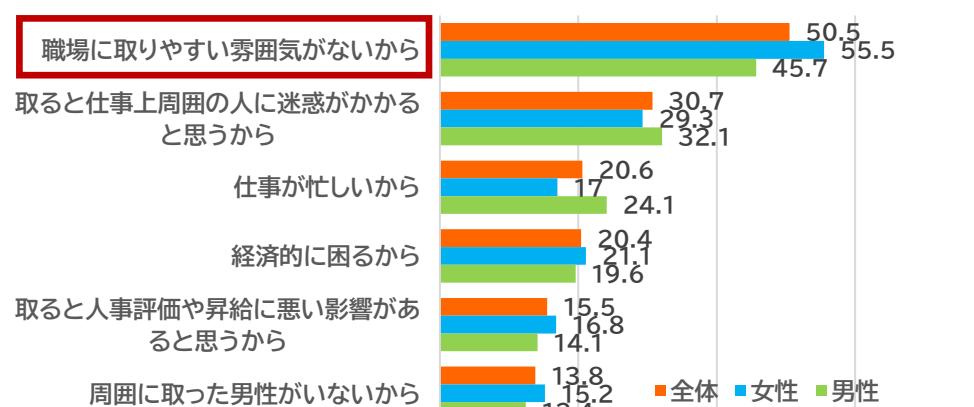
出産・育児によるキャリアの空白を感じる女性へのスキルアップ支援や人材不足分野へのマッチング支援も大切です。

性別にかかわらず、すべての人が希望に応じ、生きがいを感じながら働くことができるよう、引き続き官民が連携し、働く場における環境整備に取り組む必要があります。

「働く女性」の現状 <年齢階級別雇用形態>



男性が育児休業を取得しない理由 (%)



●成果目標

項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	34.8% (R 6)	50% (R 12)
女性の正規雇用割合	44.5% (R 4)	50% (R 12)

基本目標5 性別にかかわらずすべての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

施策の基本的方向

①働きがいと働きやすさを感じられる魅力的な職場づくり（男性の育児休業取得促進、時間外労働の解消等）

仕事と、子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立を実現し、生きがいを感じ、生き生きと働くことができる魅力的な職場環境の実現に向けて、官民連携し、男性の育児休業の取得促進や時間外労働の削減、子育て支援も含めた職場環境の整備に取り組みます。

具体的取組

事業所における男女共同参画推進員の設置	生活こども課
働きやすい職場環境づくり事業（研修、企業認証）	労働政策課
病院内保育所運営費補助事業	医務課
労働関係法令の遵守に向けた情報発信・普及啓発	労働政策課

②女性の就労を支援し地域で働く選択ができる機会創出

働き方の多様化が進展する中で、働くことを希望する人がそれぞれのライフステージや事情に応じて、多様で柔軟な働き方をより安心して選択できるよう、各種制度の活用支援や周知に努めます。

また、キャリアのブランクがある女性に対し、多様な求職者のニーズに応じた、職業訓練や就職支援を実施するとともに、受講しやすい環境の整備に取り組みます。

具体的取組

女性のIT人材育成・就業支援事業	労働政策課
男女共同参画推進事業（再掲）	ぐんま男女共同参画センター
病院内保育所運営費補助事業（再掲）	医務課
女性医師等就労支援事業	医務課
地方創生起業支援事業補助金	未来投資・デジタル産業課
創業者・再チャレンジ支援資金（制度融資）	地域企業支援課
働きやすい職場環境づくり事業（再掲）	労働政策課
離職者等再就職訓練事業	労働政策課

用語解説

*1 内閣府が実施した令和4年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究のこと。

*2 リスキリング：新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。

または、企業が事業戦略に合わせ、社員に新しいスキルや知識を身につけさせること。

基本目標6 地域における男女共同参画の推進



現状・課題

1. 地域における男女共同参画の現状

地域における男女共同参画の推進や女性の参画拡大は、人材確保や定着につながり、地域の持続的な発展にとって重要です。多様な住民が地域活動等に参画し、女性もリーダーとして活躍できる環境は、異なる視点による課題解決や社会的な公平性の向上をもたらします。

群馬県では、自治会長に占める女性の割合が1.1%と全国最下位であり、地域活動における女性の参画が十分に進んでいない状況です。県民意識調査では、地域社会における男女の平等について「平等になっている」と感じている人は全体の約4人に1人で、特に女性では5人に1人以下と、男性と比べて認識に差があることが明らかになりました。地域のしきたりや慣習も影響していると考えられ、引き続き、意識啓発に取り組む必要があります。

2. 女性が少ない分野の取組

農業分野では、女性の意見が反映しにくい現状を変えていく必要があります。男女がともに農業経営に能力を発揮できる家族経営協定の締結を推進し、若者や女性に選ばれる産業を目指します。

建設分野では、女性技術者と女子高校生の交流やPR動画の配信など、産学官連携による取組が成果を上げつつあります。

土木、林業、科学技術、ものづくりなど理工系分野でも、ジェンダー・バイ・アスにとらわれず、女性が働きやすい環境整備や多様な職業選択ができる意識啓発など、きめ細やかな支援が今後も必要です。

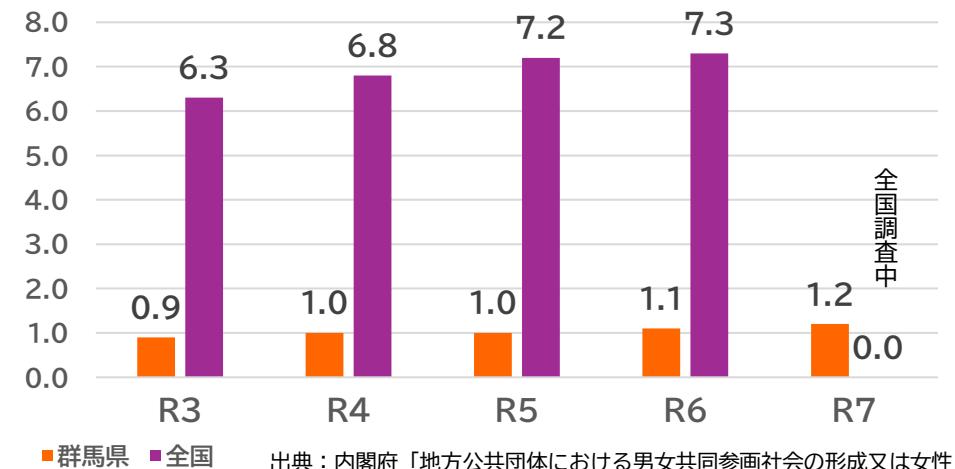
3. 防災分野における男女共同参画の推進

災害対応においては、性別による影響の違いに配慮した施策が求められます。非常時には固定的な性別役割分担意識が強く反映される懸念があるため、平常時から男女共同参画の視点を施策に組み込むことが重要です。

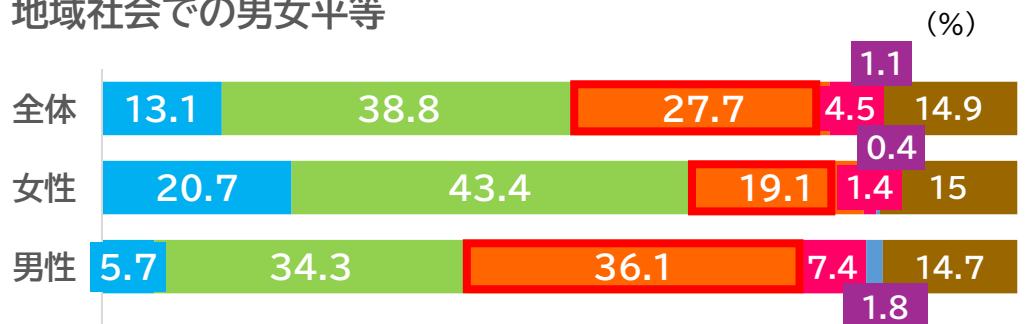
災害時に女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないよう、あらゆる段階での配慮が必要です。

そのため、引き続き防災分野における女性の参画拡大に取り組む必要があります。

（%）女性自治会長の割合



地域社会での男女平等



■ 男性のほうが非常に優遇されている
 ■ 平等になっている
 ■ 女性のほうが非常に優遇されている

■ どちらかといえば男性のほうが優遇されている
 ■ どちらかといえば女性のほうが優遇されている
 ■ わからない

基本目標6 地域における男女共同参画の推進



現状・課題

4. 誰もが暮らしやすい地域づくり

群馬県は移住希望地としての人気も高く、今後も多様な背景を持つ人々の受け入れの増加が見込まれます。地方とのかかわりを希望する人を積極的に受け入れるためには、誰もが暮らしやすい地域づくりが求められます。

そのためには、地域全体に男女共同参画の意識が浸透し、その視点を持って何事にも取り組めるよう、意識の醸成を進める必要があります。こうした取り組みを地域全体に広げていくために、ぐんま男女共同参画センターを拠点とし、地域、企業、民間団体、学校など様々な主体と連携し、引き続き意識啓発等に取り組む必要があります。

●成果目標

項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
自治会長に占める女性の割合	1. 1% (R 6)	4%以上 (R 12)
農業経営体に占める家族経営協定締結農家の割合	11. 7% (R 6)	16% (R 12)

施策の基本的方向

①農業分野における男女共同参画の推進

女性農業者の経営・社会参画活動を支援し、政策・方針決定の場に参画する人材育成を図るとともに、若手女性農業者の発掘やネットワークづくりに取り組み、女性が個性や能力を発揮できる働きやすい環境づくりと農業・農村における男女共同参画を推進します。

具体的取組

女性農業者活動支援	農業構造政策課
-----------	---------

②土木・林業・科学技術分野における女性の参画拡大

建設業、林業、科学技術・ものづくり分野等、これまで女性の参画が進んでいない業種や分野への就労支援や意思決定過程への女性の参画拡大等、地域における女性活躍の拡大に取り組みます。

また、学生等に対し性別にとらわれない進路選択支援や意識啓発に取り組みます。

具体的取組

理工系進路選択支援事業	ぐんま男女共同参画センター
女性建設技術者の入職、働く環境整備事業	建設企画課
ぐんま林業担い手対策	林業振興課

③魅力的な地域づくりと地域活動における男女共同参画推進

地域の実情に応じて、ぐんま男女共同参画センターを拠点とし、多様な主体と連携し、女性の参画拡大やリーダーとなる女性の人材育成を図ります。また、持続的な地域の発展に向けて、地域活動のリーダーに、男女共同参画の推進の必要性を理解していただくための、意識啓発も行います。

具体的取組

地域づくりネットワーク推進	地域創生課
NPO・ボランティアサロンぐんまの運営 (再掲)	県民活動支援・広聴課
ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援	ぐんま男女共同参画センター
地域団体、自治会等への意識啓発・情報発信	ぐんま男女共同参画センター

基本目標6 地域における男女共同参画の推進



施策の基本的方向

④防災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るため、防災分野の女性の参画拡大と女性リーダーの育成を促進します。

また、災害から受ける影響や避難生活等における男女のニーズの違いへの配慮や、安全・安心の確保等の取組を推進します。

さらに、女性も防災・復興の「主体的な担い手」であることについて、平常時から理解促進を図るために、県民への情報提供や啓発を行います。

具体的施策

市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	危機管理課
県女性防火クラブ指導者育成研修会	消防保安課
男女のニーズの違いなどに配慮した物資の備蓄	危機管理課
災害ボランティアに関する普及・啓発事業	県民活動支援・広聴課
男女共同参画の視点からの防災等に関する防災研修・啓発事業	ぐんま男女共同参画センター

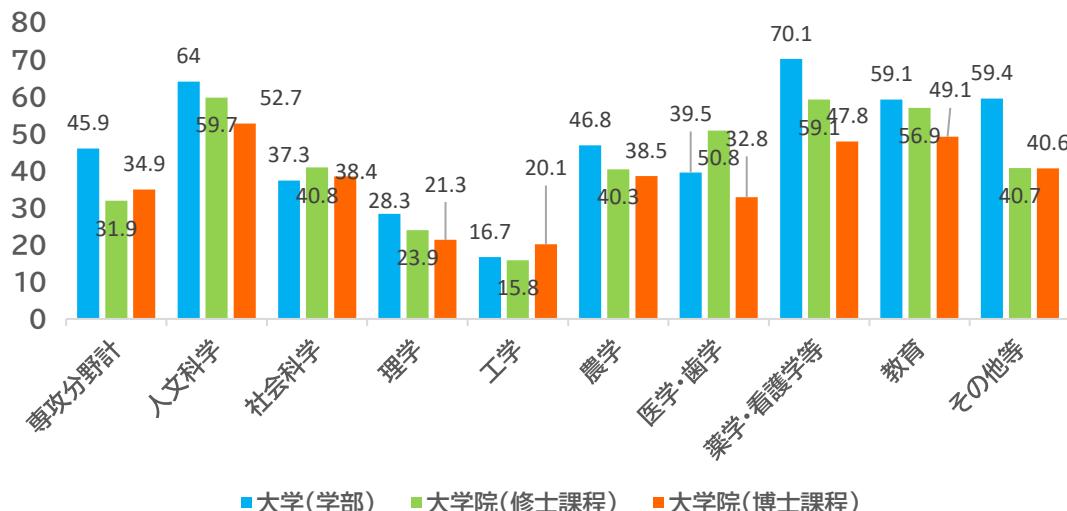
コラム リコチャレって何？

日本の理工系分野における女性の割合は依然として低い状況にあり、ジェンダー・ギャップ指数も先進国の中では最低レベルです。

この状況を改善するため、女子中高生や女子学生が、理工系分野に興味を持ち、将来の進路を選択（チャレンジ）することを応援する取り組みについて、女子中高生チャレンジ支援事業（通称：リコチャレ）として、内閣府が中心となって取り組んでいるものです。

群馬県でも、女子高校生を対象に、企業を訪問し理系職種のロールモデルの女性に話を聞いたり、大学における理工系分野の魅力を発信するなどの取り組みを行っています。

大学(学部)及び大学院(修士課程、博士課程)学生に占める女子学生の割合(専攻分野別、令和6(2024)年度)



出典：文部科学省「学校基本統計」(R6年度)

基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶



現状・課題

1. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止と被害者支援

すべての人には、安全・安心に暮らし、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。暴力は、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、またその後の人生に大きな支障を来たす場合もあります。

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、インターネット上の暴力等は、重大な人権侵害です。県民意識調査によると、配偶者や恋人等のパートナーから暴力被害の経験のある人は全体で15.1%となり、6～7人に1人が被害経験があると回答しています。なかでも最も多いのは、人格を否定したり、威圧的な言動等による精神的な暴力となっています。

また、これらの暴力被害を受けた人のうち、誰にも相談したことのない人は前回調査から減少している一方、DV等の相談窓口をいずれも知らないと回答した人は、増加しており、より一層周知に力を入れることが必要です。

物価高騰等に伴う生活不安等によるDVの増加や深刻化が今後も懸念されるため、相談窓口のさらなる周知、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進、民間支援団体との連携をより強化していくことも大切です。

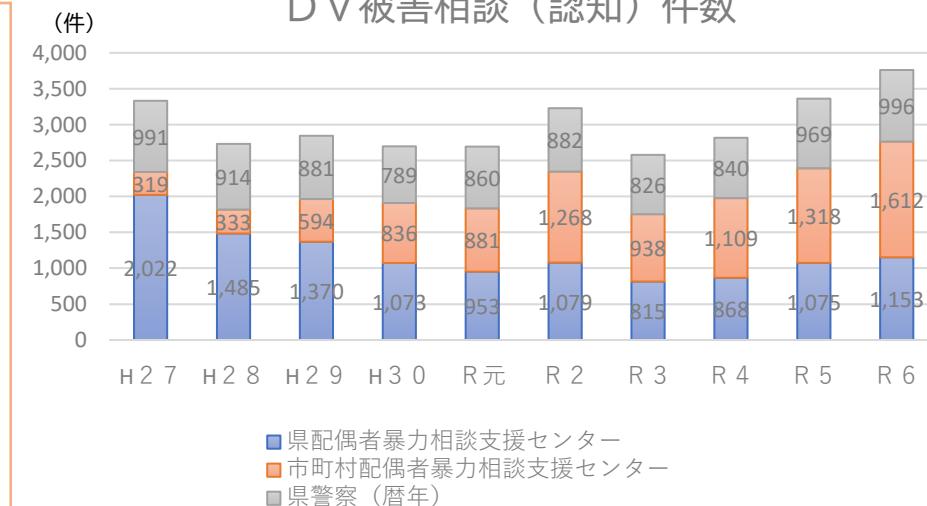
さらに、家庭内でのDVと児童虐待が同時に発生していることが原因で、児童虐待が潜在化・重篤化するケースもあり、連携した対策が求められます。

2. こどもに対する性犯罪・性暴力

近年、こどもに対する性暴力等の被害が深刻化しており、被害の潜在化や長期化を防ぐためには、未然防止の取組の強化、早期発見のための体制整備や相談支援体制の充実など持続可能な支援の仕組みを構築することが必要です。

3. 多様化する暴力

デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、被害は多様化しており、新たな形の暴力に対しても的確に対応していく必要があります。



■県配偶者暴力相談支援センター
■市町村配偶者暴力相談支援センター
■県警察（暦年）

出典：群馬県生活こども課調べ

群馬県性暴力被害者サポートセンター
相談件数推移

●成果目標

出典：群馬県生活こども課調べ

項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
配偶者暴力相談支援センター数	10か所 (R7)	15か所 (R12)
DV対策基本計画策定市町村数	25市町村 (R7)	30市町村 (R12)
DV等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	50.6% (R6)	20% (R12)

基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶



施策の基本的方向

①ジェンダーに基づく暴力を許さない社会づくりの推進

暴力を生み出さない社会の実現のためには、DVをはじめとするあらゆる暴力が重大な人権侵害であることを広く周知し、あらゆる場面で暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが大切です。そのためには、幼少期からお互いの人権を尊重することを基調とした人権教育、非暴力教育及び性的自己決定権を尊重する性教育や交際相手との間でのデートDVの予防教育に取り組み、次世代を担う子どもを暴力の被害者にも加害者にもさせないための予防啓発が重要です。

県民一人ひとりがジェンダーに基づく暴力に関する正しい認識と理解をもち、被害者が躊躇せずに相談でき、支援を受けられるよう、必要な情報が確実に届く効果的な広報啓発に取り組みます。

具体的な施策

DV防止広報・啓発活動	生活こども課
人権教育指導者研修会（再掲）	生涯学習課
人権教育推進関係会議（再掲）	義務教育課



DV防止啓発資料

②DV等への暴力防止に関する相談体制の充実と周知

女性相談支援センターでは、DVをはじめとした様々な問題を抱える女性からの相談に対応しています。多様化、複雑化する相談に対応するとともに、相談支援の質の向上を確保するための体制整備を進めます。

また、市町村や関係機関、民間支援団体と連携し、専門的な支援を切れ目なく行います。

具体的な施策

女性相談支援センターの相談体制の強化	女性相談支援センター
女性相談支援員等に対する研修	女性相談支援センター
男性DV被害者相談電話の設置	女性相談支援センター
性犯罪被害相談電話の設置	警察本部広報広聴課
警察署における相談受理体制の充実	警察本部広報広聴課
性暴力被害者サポートセンターの相談事業	生活こども課
ぐんま女性の健康・妊娠SOS相談センター事業	児童福祉課
精神保健相談	こころの健康センター、保健福祉事務所（障害政策課）

～女性に対する暴力をなくす運動～

毎年11月12日から11月25日までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。県では、この期間を中心、県庁昭和庁舎のパープルライトアップやラジオでの広報、ぐんま男女共同参画センターでの企画展示等で広報することにより、DV防止に向けて県民一人ひとりの意識を高めていきます。



県庁昭和庁舎ライトアップ



パープルリボン

基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶



施策の基本的方向

③DV被害者等の保護体制・自立支援の充実

女性相談支援センターの一時保護所では、身体の安全を守るとともに、被害者の希望を考慮しながら、安心して過ごせる保護環境を整備しています。妊婦や障害者、外国籍、精神的なケアが必要な方など、多様な状態像の方の保護のための体制整備や支援対象者の状態に応じた支援が求められています。加えて、支援対象者の意向を踏まえて適切に支援を進めるため、多様な一時保護委託先の確保を取り組んでいます。

また、支援対象者が子どもを同伴する場合も多く、特にDVの目撃は子どもへの心理的虐待にあたることから、一時保護所において支援対象者及び同伴児童への心のケアに取り組みます。

さらに支援対象者が暴力のある生活から離れ、新たな場所で自立して生活する場合、様々な問題に直面し、住宅や就業機会の確保、経済基盤の確立、心身の回復のためのケアなどの生活全般にわたる幅広い支援が必要となります。関係機関が相互に連携し、福祉や雇用等の各種施策を十分に活用しながら、継続的に支援することが重要です。

具体的な施策

暴力被害女性等に対する保護・自立に向けた支援	女性相談支援センター
加害者更生プログラムの実施	生活子ども課
配偶者等からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	警察本部人身安全対策課
緊急時の子どもの安全確保	警察本部子供・女性安全対策課
民間シェルターの運営支援	生活子ども課
同伴することに対する支援	女性相談支援センター、児童相談所
県営住宅入居に関する支援	住宅政策課
市町村住民基本台帳担当窓口への被害者保護措置に関する制度周知、運用助言	市町村課
民間団体への委託及び補助事業による退所者への支援	生活子ども課
就学・入所手続き、個人情報の適切な管理等への協力依頼	私学・青少年課、義務教育課 高校教育課
支援対象者の子どもの就学等に関わる適切な対応の依頼	私学・青少年課、義務教育課 高校教育課
支援対象者の子どもの保育等に関わる適切な対応の依頼	こども・子育て支援課
精神保健相談	こころの健康センター、保健福祉事務所（障害政策課）

④犯罪被害者等（性犯罪、性暴力、ストーカー事案、インターネット上の誹謗中傷等を含む）への対策推進

犯罪被害者等が躊躇せず、被害を訴え、相談でき、支援を受けられるよう、被害者の心情に配慮した適切な対応や支援を推進します。また、インターネット上の暴力を防ぐための啓発と相談窓口の整備を行います。

具体的な施策

性犯罪被害者等支援	生活子ども課、警察本部広報広聴課
性犯罪・性暴力被害者への総合的な支援	生活子ども課
県営住宅優先入居	住宅政策課
インターネット上の誹謗中傷被害に関する支援	生活子ども課
ストーカー行為に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	警察本部人身安全対策課
こどもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策	警察本部子供・女性安全対策課
人身取引事犯対策	警察本部生活環境課

～加害者更生プログラム～

被害者支援の一環として、①被害者の安全を確実なものにする、②加害者に自身の加害の責任を自覚させる、③加害者の認知・行動変容を起こすことを目的として行うものです。プログラムの受講者は、グループで話す機会や他の参加者の話を聞く機会を得ることによって、DVについて学び、DVによって被害者や子がどのような影響を受けるのか、暴力のない関係や相手を尊重することとは具体的にどのようなことかなどのことを学びます。

加害者に自らの責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策です。

県内でも、民間団体が加害者更生プログラムを実施しています。

コラム ひとりで悩まず相談を～DVってなに～

DVとは

配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力のことです。

<暴力の形態>

身体的暴力（殴る蹴る、物を投げるなど）
精神的暴力（大声でどなる、無視するなど）
性的暴力（性行為の強要、中絶の強要など）
経済的暴力（生活費を渡さない、働くことを妨害するなど）
社会的暴力（付き合いの制限監視など）

これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

また、男性が被害者になることもあります。

女性相談支援センターとは

困難女性支援法第9条に基づき、各都道府県に必ず1か所設置されており、同法に基づき、配偶者からの暴力の被害を受けた女性を含め、困難な問題を抱える女性に関する様々な相談に応じています。

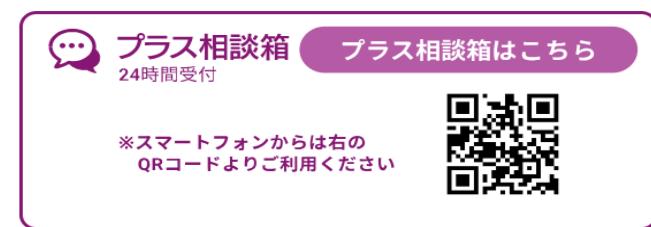
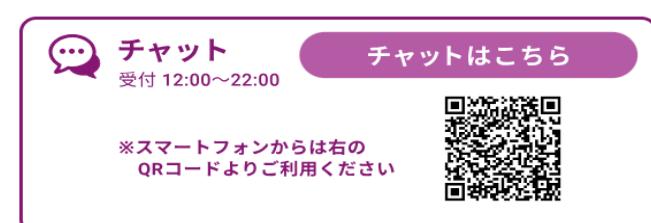
また、DV防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられています。

**DVを受けた、身の回りでDVが起きていたら、
女性相談支援センターに相談を！**

DVや人間関係、生活のことなどに悩む女性からの相談を受けています。お気軽にお電話やメールでご相談ください。

ひとりではどうしたら良いかわからないことも、誰かに話すことで問題が整理され、解決の糸口が見えてくることがあります。

県の女性相談支援センター以外にも市町村の配偶者暴力相談支援センターや内閣府のDV相談+（プラス）などにも相談ができます。



出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

基本目標8 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備



現状・課題

1. 困難な問題を抱える女性

女性は経済的困窮をはじめ、就労の困難や定着の難しさ、病気やメンタルヘルスの問題、家庭内の課題など、複数かつ多岐にわたる困難を抱えやすい傾向にあります。

経済的困窮については、特に高齢期において顕著であり、その背景には性別役割分担に基づいた家族形態や女性特有のライフステージの変化、非正規雇用労働者の割合が高いことなど様々な要因が考えられます。

こうした女性の抱える課題は、近年ますます多様化、複雑化、複合化する中、それぞれの状況に応じた包括的な支援が求められています。女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目的に、困難女性支援法が施行されました。支援体制の強化、支援員の人材育成、そして民間団体との協働の促進などが求められています。

また、性別によらずだれもが生活上の困難や望まない孤独・孤立の解消等のため、公的な支援を受けることができるよう、安心・安全に暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。

2. ひとり親家庭

ひとり親家庭は、それぞれが置かれた状況によって、抱える悩みや困難は様々です。このため、一人ひとりに寄り添った支援が求められています。

また、親子が安心して生活できる環境づくりのための総合的な支援に取り組む必要があります。

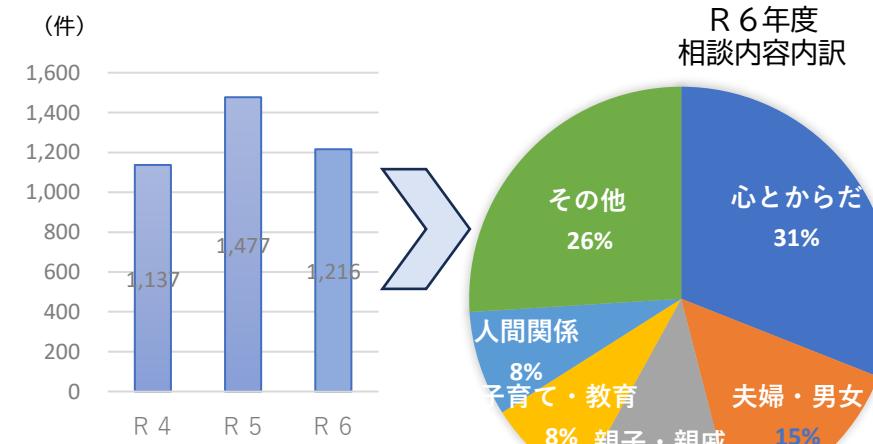
3. 高齢者、障害者、外国人、性的少数者等

高齢者、障害者、外国人等が、社会的に孤立せず、安心して暮らせる福祉サービスの充実や環境整備等が必要です。さらに、LGBTQ等の性的少数者が抱える困難について、人権教育・啓発活動の促進を行い、県民への理解を図り、多様性を尊重する社会づくりを進める必要があります。

ひとり親世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

不安を抱える女性へのつながりサポート相談事業
(ぐんま・ほほえみネット) 相談件数

出典：群馬県生活こども課調べ

●成果目標

項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
困難女性支援計画策定市町村数	3市町村 (R 7)	10市町村 (R 12)

基本目標8 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備



施策の基本的方向

①困難な問題を抱える女性等の早期把握と相談体制の充実

困難な問題を抱える女性の多くは、精神的・身体的にも傷ついた状態にあることが多く、自ら支援を求めることが難しい傾向があります。そのため、支援が必要であっても、表面化しにくく、支援対象として潜在化しやすい状況にあります。困難な問題を抱える女性をアウトリーチ等の早期把握により、適切な支援機関に繋ぐことや気軽に相談できる身近な相談窓口の周知が重要です。

また、支援対象者が困難な状態から抜け出し安全な生活を送るために、支援等の情報を入手し、自分自身で決定しながら、問題の解決に向けた行動がとれるようになることが大切です。そのために、相談窓口が果たす役割は大きく、支援対象者の状況に配慮した適切かつ迅速な対応が求められます。

具体的施策

女性相談支援センターの相談体制の強化（再掲）	女性相談支援センター
妊娠・出産支援（関係職員研修、妊娠婦支援連絡票の運用等）	児童福祉課
妊娠のための支援給付	児童福祉課
生理用品の保健室への配置	管理課
ぐんま高校生オンライン相談	総合教育センター
こころのオンライン相談@ぐんま	こころの健康センター
少年サポートセンターによる相談の実施	警察本部子供・女性安全対策課
不安を抱える女性へのつながりサポート相談支援事業（ぐんま・ほほえみネット）	生活こども課

②困難な問題を抱える女性等への支援充実

ひとり親家庭等をはじめとする困難な問題を抱える女性等の生活の安定を図るために、世帯や子どもの実情に応じた自立支援を行うとともに、「経済的支援」「生活・子育て支援」「就業支援」「養育費確保支援」を柱とした総合的な支援を推進します。

具体的施策

困難な問題を抱える女性等に対する保護・自立に向けた支援	女性相談支援センター
県営住宅入居に関する支援（再掲）	住宅政策課
離職者等再就職訓練事業（母子家庭の母等の職業的自立促進）（再掲）	労働政策課
母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業相談・養育費相談）	児童福祉課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	児童福祉課
高等職業訓練促進給付金等事業	児童福祉課
高等職業訓練促進資金貸付事業	児童福祉課
子育てに関する経済的支援（児童手当支給）	こども・子育て支援課
子育てに関する経済的支援（児童扶養手当支給）	児童福祉課
貸付金等（生活福祉資金貸付制度）	地域福祉課
貸付金等（母子父子寡婦福祉資金の貸付）	保健福祉事務所（児童福祉課）
ひとり親家庭子育て支援事業	児童福祉課
母子家庭等医療費補助	国保医療課
養育費等確保支援事業	児童福祉課
生活困窮者自立支援（相談支援、居住支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、家計改善支援等）	福祉事務所（地域福祉課）
生活保護制度による支援	福祉事務所（地域福祉課）

基本目標8 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備



施策の基本的方向

③民間団体・関係機関・市町村との連携、協働の推進

支援対象者の状態や課題に応じて、保護やきめ細かな自立支援を行うためには、様々な民間団体や市町村をはじめとする関係機関との連携・協働が必要です。民間団体の有する貴重なノウハウや人的資源を生かしながら、行政と相互に補完し合い、関係機関が連携して適切な支援を行うための体制強化やネットワークの構築をより一層推進することが重要です。

具体的施策

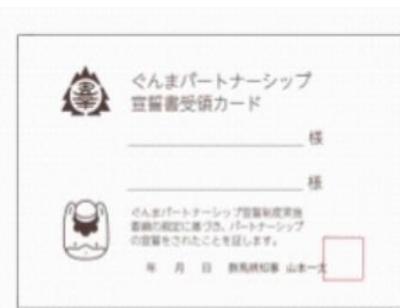
D V被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援調整会議の充実と活用	生活こども課
孤独・孤立対策の推進	地域福祉課
包括的支援体制の整備の推進	地域福祉課
各関係機関相談窓口等との連携	女性相談支援センター
民間団体への委託・補助事業による運営	生活こども課
市町村配偶者暴力相談支援センター設置支援	生活こども課、女性相談支援センター
関係機関の相談窓口担当者に対する研修の実施	女性相談支援センター

～ぐんまパートナーシップ宣誓制度～

「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣言し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が公に証明する受領カード等を交付する制度です。

2020年（令和2年）12月に導入しました。

なお、この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、公営住宅の入居の申し込みや医療機関での家族同様の面会等の際に利用できます。



④高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

高齢者、障害者、外国人等が自立し、個人としての尊厳が保たれ、安心して日常生活・社会生活を送れるように就業や社会参画、生活自立に向けた取組を推進します。また、国籍や民族等の異なる人々が共に生きる地域社会の形成を進めます。

具体的施策

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター運営	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課
高齢者の生きがいと健康づくり支援	介護高齢課
福祉のまちづくり推進	障害政策課
思いやり駐車場利用証制度	障害政策課
障害者虐待防止対策支援	障害政策課
障害者雇用対策	障害政策課、労働政策課
中高年齢者向け就職支援相談窓口	労働政策課
障害者能力開発	労働政策課
住宅確保要配慮者への居住支援	住宅政策課

⑤LGBTQ等性的少数者が抱える困難への理解推進

LGBTQ等の性的少数者への理解が深まり、多様性をより尊重し共に暮らす社会を実現できるよう、啓発等進めます。

具体的施策

性的少数者に関する啓発	生活こども課
ぐんまパートナーシップ宣誓制度	生活こども課

コラム 切れ目のない寄り添う支援とは？

困難女性支援法の制定について

女性が直面する問題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しました。コロナ禍によりこうした状況課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。

こうした中、新たな女性支援に対応するため、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春のおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から切り離し、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」の視点を取り入れた新たな枠組みを構築した「困難女性支援法」が2022年（令和4年）に成立、2024年（令和6年）4月1日から施行されました。

困難女性支援法のポイント

女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点を明確に規定し、女性の状況に応じた最適な寄り添った支援の実施すること、また、困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施することが重要であり、行政では行き届きにくいきめ細やかな支援は民間団体と協働することが重要となります。

アウトリーチ支援について

県では、ぐんま・ほほえみネットにおいて、アウトリーチ型支援を行っています。

困難を抱えていながらも、相談手段を知らない、支援が必要であること自体を認識していないなどの状態にある女性に対し、イベントやワークショップなどの機会を通じ、相談及び支援につなげる取組をしています。

ぐんま・ほほえみネットとは

県では、県内を3地域に分け、地域で活動する民間団体に相談事業を委託実施しています。

働くことや収入に関する不安、こころやからだの不調、家族のこと、DVの不安等様々な不安や悩み、つらさを抱える女性を支えるため、民間団体等へ委託して「つながりサポート相談支援事業」を実施しています。電話・メール・SNS等により、相談員が不安や悩みを抱えた方のお話を伺うほか、アウトリーチ型相談や、同行支援、居場所づくり等を行います。



基本目標9 生涯にわたる健康づくりへの支援



現状・課題

1. 包括的な健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し合い、相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会の前提であると言えます。また、生涯にわたり健康に暮らしていくためには、一人ひとりが、心身の健康について、正確な知識・情報を得て、主体的に行動することが重要です。

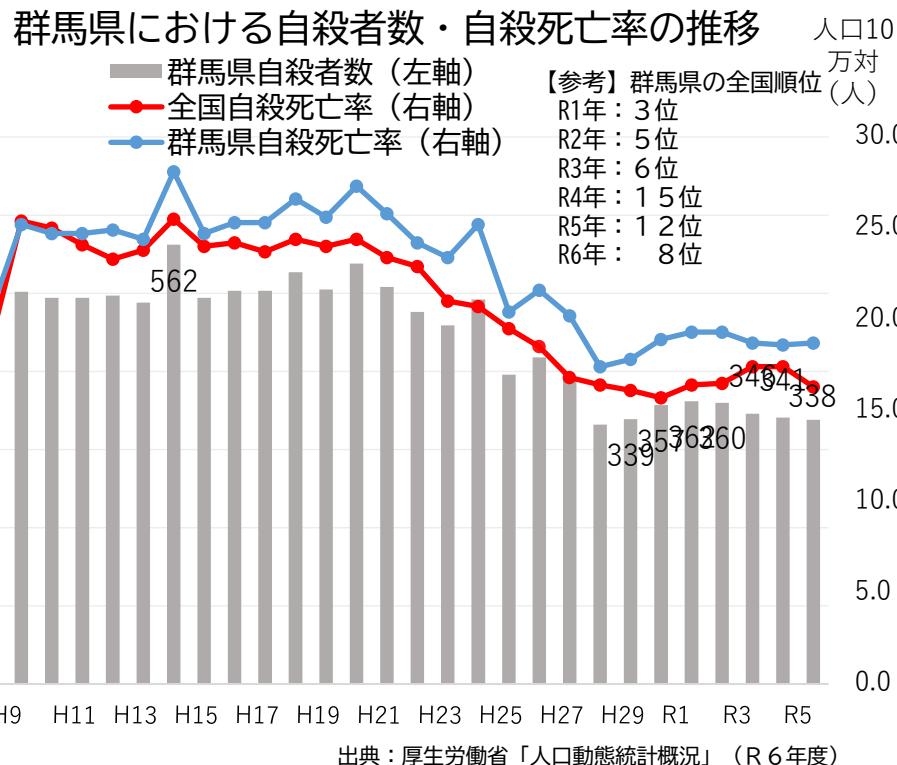
学童・思春期から老年期に至るまで、生涯にわたる健康教育を充実させるとともに、県民一人ひとりが適切な生活習慣を身につけるなど、積極的に健康づくりを実践できる社会環境の整備が重要です。

2. リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要になります。こうした認識の普及や当事者が必要なときには相談ができ、また選んだ選択が尊重される環境・社会の整備を進めることが求められます。

3. 男性への支援

男性は、生活習慣病のリスクを抱える割合が高く、自殺率も女性に比べて高い傾向があります。特に中高年男性（40～60歳代）にその特徴が顕著であり、固定的な性別役割意識を背景に孤立しやすい懸念も指摘されています。こうした状況を踏まえ、男性の健康増進に対する包括的な支援が必要です。



●成果目標

項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
特定健康診査の実施率	55.9% (R3)	70% (R11)
がん検診受診率	乳がん 47.9% (R4)	60% (R11)
	子宮頸がん 42.5% (R4)	60% (R11)
	胃がん 42.6% (R4)	60% (R11)
	肺がん 55.7% (R4)	60% (R11)
	大腸がん 46.3% (R4)	60% (R11)

基本目標9 生涯にわたる健康づくりへの支援



施策の基本的方向

①ライフステージに応じた健康支援の推進

生涯を通じた健康保持のため、学童・思春期、成人期、更年期、老年期に至るまでの健康教育の推進、特定健康診査やがん検診の受診率向上等、健康に過ごすための支援を行います。

具体的取組

思春期保健対策事業	児童福祉課
生活習慣病対策事業	健康長寿社会づくり推進課
女性特有のがん対策推進	健康長寿社会づくり推進課
がん検診受診率向上対策	健康長寿社会づくり推進課
自殺対策の推進	障害政策課
男女共同参画相談（再掲）	生活こども課

②リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての教育・普及

性やこどもを産むことについて、身体的・精神的・社会的に良好な状態を保ち、自分自身で決定する権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、理解を深められるよう、普及啓発に取り組みます。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行う取組（プレコンセプションケア）について、情報発信等を行います。

具体的取組

ぐんま女性の健康・妊娠SOS相談センター事業（再掲）	児童福祉課
群馬県不妊・不育専門相談センター事業	児童福祉課
妊娠婦メンタルヘルス支援	児童福祉課
思春期保健対策事業（再掲）	児童福祉課

～リプロダクティブ・ヘルス／ライツ～

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。「リプロダクティブ・ヘルス」は、性や妊娠・出産など生殖に関わるすべてにおいて、単に病気がないだけではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態（＝ウェルビーイング）であることを指します。「リプロダクティブ・ライツ」は、産む・産まない、いつ・何人こどもを持つかなど、生殖に関することを自分で決める権利で、そのために必要な情報やサービスを得られることも指します。



思春期保健事業リーフレット

III 附屬資料

4 成果目標一覧

※他の計画等に基づく目標の場合は、その計画等における目標年度を記載しており、各計画等の改定時に目標値及び目標年度を見直す

成果目標項目	目標値		基準値		(参考) 前回計画基準値		担当課	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値		
基本方針 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革								
基本目標1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の醸成								
① 男女の地位の平等感（社会全体）	R12	35%	R6	17.5%	R1	17.4%	生活こども課	
② 「男は仕事、女は家庭」という考え方賛同しない県民の割合	R12	80%	R6	71.6%	R1	67.1%	生活こども課	
基本目標2 生活の場における男女共同参画の推進								
① 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施か所数	R12	175か所	R5	173か所	H29	160か所	こども・子育て支援課	
② 病児保育事業の実施か所数	R12	130か所	R5	125か所	H29	82か所	こども・子育て支援課	
③ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数	R8	231か所	R4	204か所	H30	161か所	健康福祉課	
基本目標3 男女共同参画の視点に立った学びの推進								
① ぐんま男女共同参画センターの認知度	R12	55%	R6	25.3%	R1	23%	生活こども課	
② 教職員向けの人権研修に取り組んだ学校の割合	R12	すべて100%維持	R6	小100% 中100% 高100% 特100%	R5	小97% 中99% 高68% 特80%	義務教育課	

4 成果目標一覧

※他の計画等に基づく目標の場合は、その計画等における目標年度を記載しており、各計画等の改定時に目標値及び目標年度を見直す

成果目標項目	目標値		基準値		(参考) 前回計画基準値		担当課	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値		
基本方針II あらゆる分野における女性の参画拡大								
基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大								
① 県の審議会等への女性の参画率	R 12	40%以上 60%以下	R 7	43.2%	R 2	38.1%	生活こども課	
② 管理職に占める女性の割合		検討中					労働政策課	
基本目標5 性別にかかわらずすべての人が希望に応じて働くことができる環境づくり								
① 夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	R 12	50%	R 6	34.8%	R 1	25.4%	生活こども課	
② 女性の正規雇用割合	R 12	50%	R 4	44.5%	—	—	労働政策課	
基本目標6 地域における男女共同参画の推進								
① 自治会長に占める女性の割合	R 12	4%以上	R 6	1.1%	R 2	0.8%	生活こども課	
② 農業経営体に占める家族経営協定締結農家の割合	R 12	16%	R 6	11.7%	—	—	農業構造政策課	

4 成果目標一覧

※他の計画等に基づく目標の場合は、その計画等における目標年度を記載しており、各計画等の改定時に目標値及び目標年度を見直す

成果目標項目	目標値		基準値		(参考) 前回計画基準値		担当課	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値		
基本方針Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現								
基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶								
① 配偶者暴力相談支援センター数	R 12	15か所	R 7	10か所	R 2	7か所	生活こども課	
② DV対策基本計画策定市町村数	R 12	30市町村	R 7	25市町村	R 1	17市町村	生活こども課	
③ DV等の被害者支援相談窓口を「いざれも知らない」人の割合*1	R 12	20%	R 6	50. 6%	R 1	37. 2%*1	生活こども課	
基本目標8 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備								
① 困難女性支援計画策定市町村数	R 12	10市町村	R 7	3市町村	—	—	生活こども課	
基本目標9 生涯にわたる健康づくりへの支援								
① 特定健康診査の実施率	R 11	70%	R 3	55. 9%	H 29	51. 5%	健康長寿社会づくり推進課	
② がん検診受診率	乳がん	R 11	60%	R 4	47. 9%	R 1	48. 3%	健康長寿社会づくり推進課
	子宮頸がん				42. 5%		44. 7%	健康長寿社会づくり推進課
	胃がん				42. 6%		43. 7%	健康長寿社会づくり推進課
	肺がん				55. 7%		57. 9%	健康長寿社会づくり推進課
	大腸がん				46. 3%		45. 8%	健康長寿社会づくり推進課

* 1 前回計画基準値について、選択肢に法律の名称や他の制度を含めていたため、参考値とします。

5 参考指標一覧

参考指標項目	現状値		担当課
	年度	数値	
基本目標1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の醸成			
① 男女共同参画基本計画策定市町村数	R 7	30市町村	生活こども課
基本目標2 生活の場における男女共同参画の推進			
① 放課後児童クラブ（学童保育）待機児童数	R 7	13人	こども・子育て支援課
② ファミリー・サポート・センター延利用者数	R 6	26,004人	こども・子育て支援課
基本目標3 男女共同参画の視点に立った学びの推進			
① ぐんま男女共同参画センター主催講座満足度	R 6	88%	生活こども課
基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
① 県職員（教職員除く）の管理職に占める女性の割合*1	R 7	16.8%	人事課 教育委員会総務課 警察本部
② 公立学校の教頭以上に占める女性の割合（小学校）	R 7	34.6%	学校人事課
③ 公立学校の教頭以上に占める女性の割合（中学校）	R 7	13.9%	学校人事課
④ 公立学校の教頭以上に占める女性の割合（県立学校）*2	R 7	26.6%	学校人事課
基本目標5 性別にかかわらずすべての人が希望に応じて働くことができる環境づくり			
① 県職員（知事部局）の男性の育児休業取得率（2週間以上）	R 6	70.7%	人事課
② 男女の賃金格差	R 5	76.7%	労働政策課
③ 男女共同参画推進員の設置	R 6	740事業所	生活こども課
基本目標6 地域における男女共同参画の推進			
① ぐんま男女共同参画センター登録団体施設利用数	R 6	139回	生活こども課
② 県内建設業女性技術者・技能者数*3	R 5	262人	建設企画課
③ 新規就農者数（45歳未満）に占める女性の割合	R 6	24%	農業構造政策課
④ 県内の女性消防団員数	R 6	198人	消防保安課
⑤ 県内の女性消防吏員数	R 6	102人	消防保安課
⑥ 女性のいない市町村防災会議の割合	R 6	14.3%	生活こども課
⑦ 県の防災会議の委員に占める女性の割合	R 6	24.1%	危機管理課
基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶			
① DV被害相談件数	R 6	4,015件	生活こども課
② 性暴力被害者支援センター相談件数	R 6	1,680件	生活こども課
基本目標8 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備			
① ひとり親家庭子育て支援事業利用件数	R 6	5,629件	児童福祉課
② ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター相談件数	R 6	1,197件	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課
基本目標9 生涯にわたる健康づくりへの支援			
① 性・命・エイズ講演会開催率（小学校）	R 6	67.3%	健康体育課
② 性・命・エイズ講演会開催率（中学校）	R 6	83.1%	健康体育課
③ 性・命・エイズ講演会開催率（高等学校）	R 6	100%	健康体育課

*1 内閣府男女共同参画局調査に基づく数値（県警も含む）

*2 県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校の計

*3 県建設業協会内の人数

名称等	
1	男女共同参画社会に関する県民意識調査 （群馬県ホームページ）
2	男女共同参画社会基本法 （内閣府男女共同参画局ホームページ）
3	群馬県男女共同参画推進条例 （群馬県ホームページ）
4	独立行政法人男女共同参画機構法 （内閣府男女共同参画局ホームページ）
5	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 （内閣府男女共同参画局ホームページ）
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （内閣府男女共同参画局ホームページ）
7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （内閣府男女共同参画局ホームページ）
8	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 （内閣府男女共同参画局ホームページ）
9	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 （厚生労働省ホームページ）

第6次群馬県男女共同参画基本計画

2026年3月

群馬県生活こども部生活こども課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号